

**令和元年度における環境の状況並びに
豊かな環境の保全及び創造に関して講じ
た施策**

令和2年11月

大 阪 府

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 序 章 おおさかの環境の状況 | 2 |
| 第 1 章 計画的な環境政策の推進 | 14 |
| 第 2 章 各分野における目標に対する現状 | 18 |
| 第 3 章 2019(令和元)年度に講じた施策【点検・評価シート】 | |
| I 府民の参加・行動 | 27 |
| II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築 | 28 |
| II-2 資源循環型社会の構築 | 31 |
| II-3 全てのいのちが共生する社会の構築 | 34 |
| II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) | 35 |
| ～ 良好な大気環境を確保するために ～ | |
| 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) | 37 |
| ～ 良好な水環境を確保するために ～ | |
| 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) | 39 |
| ～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～ | |
| III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進 | 41 |
| IV 施策推進に当たっての視点 | 44 |
| V その他(共通的事項) | 46 |

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）第9条第1項の規定により、**2019**年度（令和元年度）における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、**2011**年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」（以下「新環境総合計画」といいます。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

2019年度の府内の環境の状況については、大気環境や水環境において、二酸化窒素濃度や河川の汚濁指標である生物化学的酸素要求量（**BOD**）が長期的に改善傾向にあるなど、おおむね安定的に推移しています。一方、地球温暖化・ヒートアイランド対策では、熱帯夜数が長期的には依然多い状況にあるなど、引き続き対策が必要な状況にあります。

本府では、環境保全目標の達成・維持に向け、微小粒子状物質（**PM_{2.5}**）の現状把握と的確な注意喚起の実施のほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策に係る普及啓発の取組みなどを実施しました。また、**G20**大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の早期達成に向けたプラスチック対策、おおさかスマートエネルギーセンターの運営をはじめとする新たなエネルギー社会の構築に向けた取組み、循環型社会推進計画に基づく**3R**の推進や食品ロス削減対策など、様々な施策を実施しました。

一方で、本府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動に取り組みました。

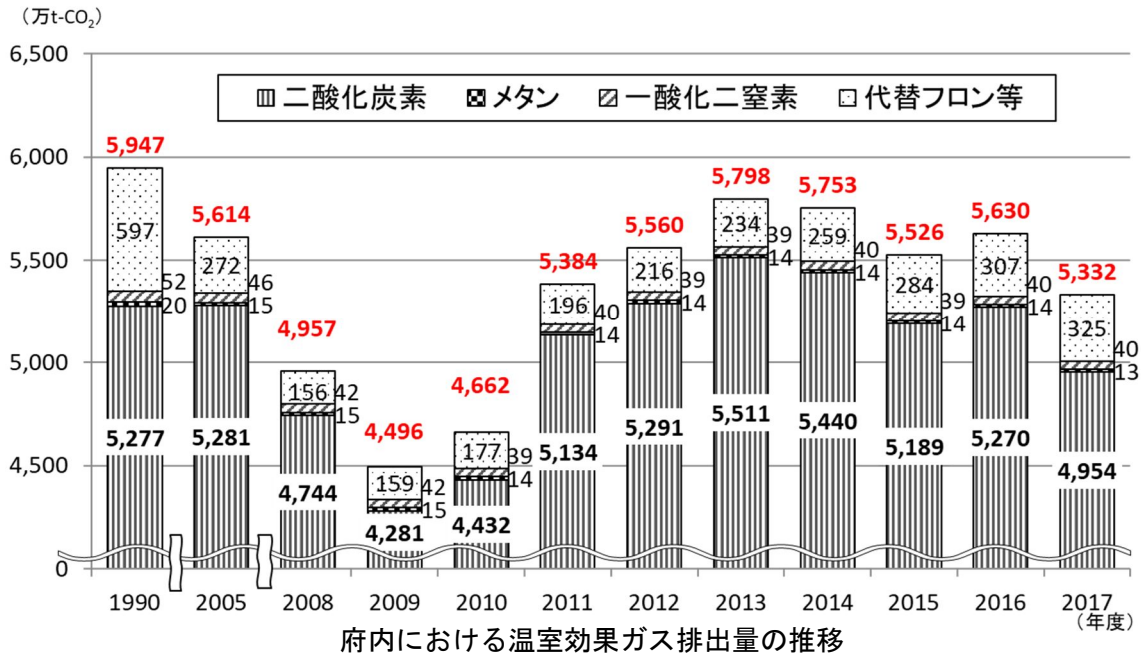
今後とも、新環境総合計画を実効性のあるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」等を活用し、**PDCA**サイクルによって計画の適切な進行管理を行っていきます。

序章 おおさかの環境の状況

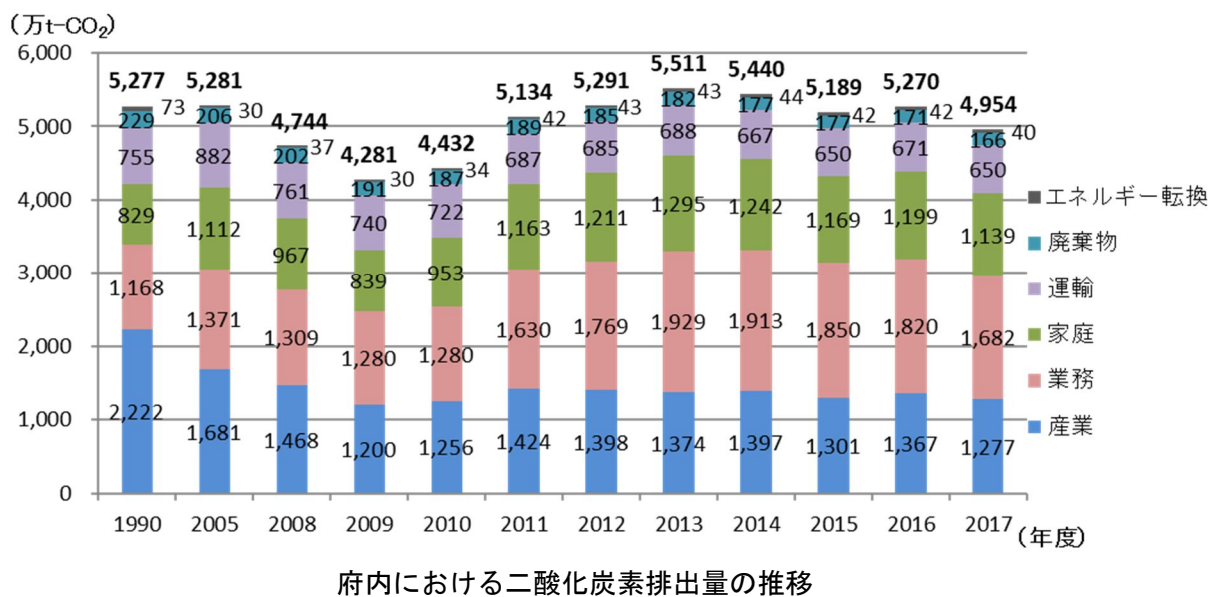
1 低炭素・省エネルギー

- 温室効果ガスの排出量については、2017年度は5,332万トンであり、2016年度と比べて5.3%減少しています。主な減少要因は、電気の排出係数*の低下によるものと考えられます。

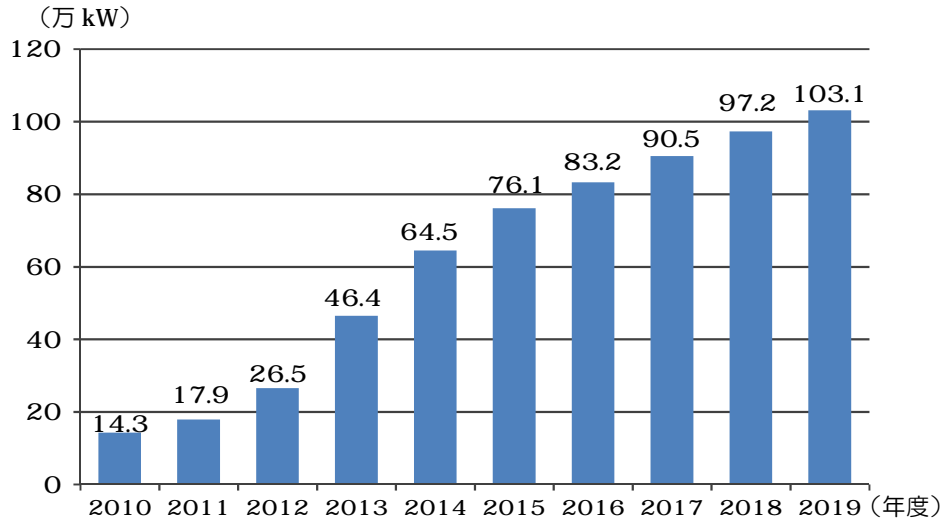
*電気の排出係数とは、電力会社が排出する二酸化炭素排出量を販売電力量で割った値



- 二酸化炭素の排出量については、2017年度は4,954万トンであり、2016年度の5,270万トンと比べ、6.0%減少しています。2005年度以降、産業、運輸、廃棄物の各部門は減少していますが、業務、家庭、エネルギー転換の各部門は増加傾向にあります。



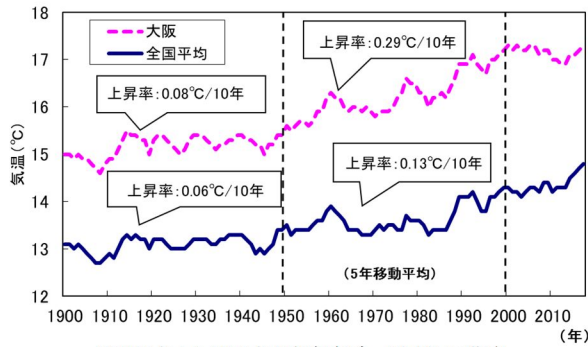
○太陽光発電設備の導入状況については、2019年度は103.1万kWであり、2018年度の97.2万kWと比較し、6.1%増加しています。



府内における太陽光発電設備の導入状況の推移

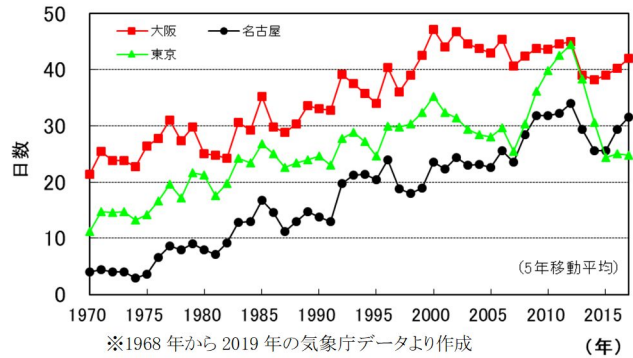
○年平均気温は、日本平均を上回る変化率で長期的に上昇しています。地球温暖化の影響を除外した大阪・豊中・枚方の3地点平均の熱帯夜数は、おおさかヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000年と比べ、2017年では7日減少しています。真夏日数については、近年70~80日の範囲で推移しています。

※日本平均(年平均気温): 都市化によるヒートアイランド現象の影響が少ない全国15都市の年平均気温の平均値であり、この気温上昇分は地球温暖化による影響と考えられる。



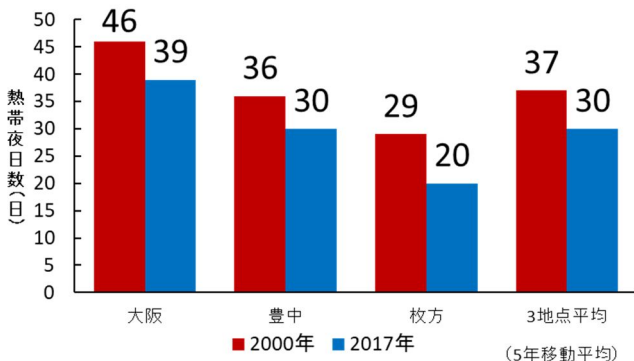
※1898年から2019年の気象庁データを用いて作成

年平均気温の推移



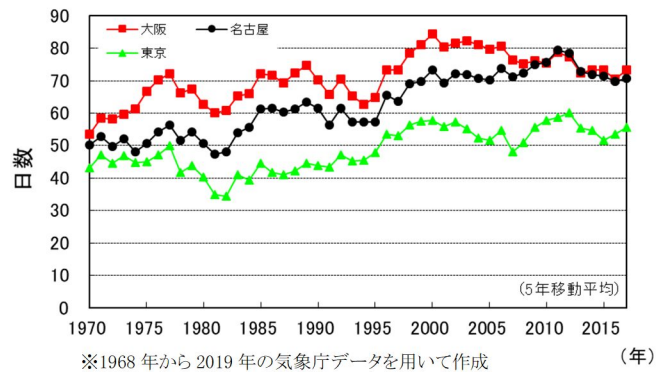
※1968年から2019年の気象庁データより作成

大都市における熱帯夜数の推移



※1998年から2002年、及び2015年から2019年の気象庁データを用いて作成

地球温暖化による影響を除いた熱帯夜日数の比較

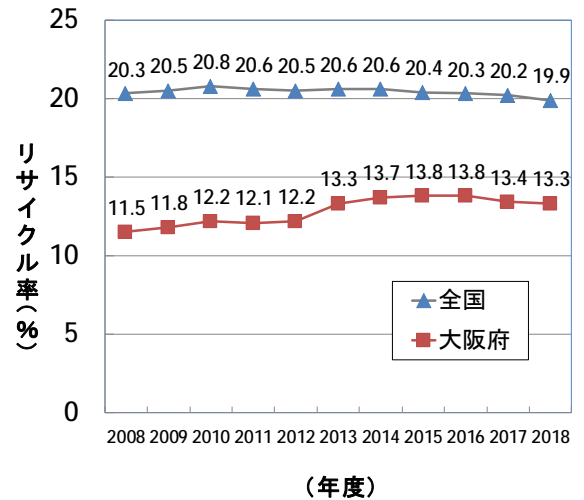


※1968年から2019年の気象庁データを用いて作成

大都市における真夏日数の推移

2 循環型社会

- 一般廃棄物について、2018年度の1人1日当たりのごみ排出量は961g/人・日で概ね減少傾向にあり、リサイクル率は13.3%となっています。

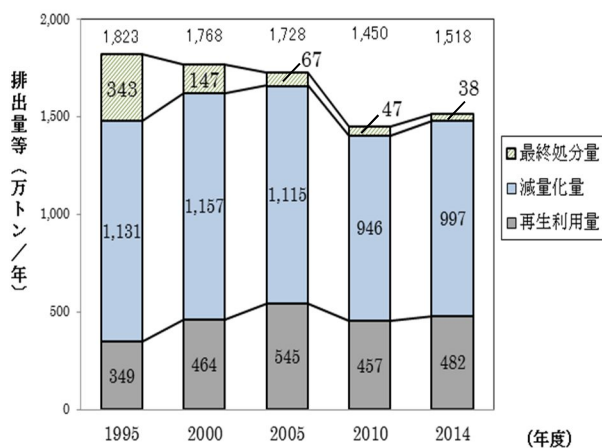


一般廃棄物排出量の推移

注) 1人1日当たりの排出量は外国人を含む人口を元に算出
四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

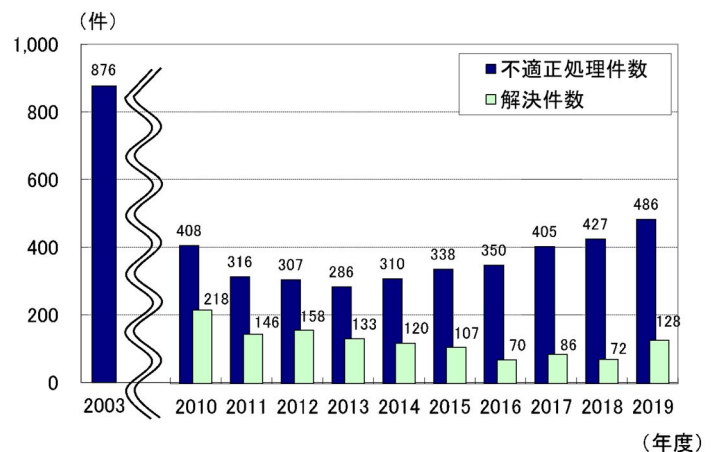
一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 産業廃棄物について、2014年度の最終処分量は38万トンであり、2010年度と比べ19.3%減少しています。また、不法投棄等の不適正処理の件数は2003年度のピーク時から半減し近年は漸増しています。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

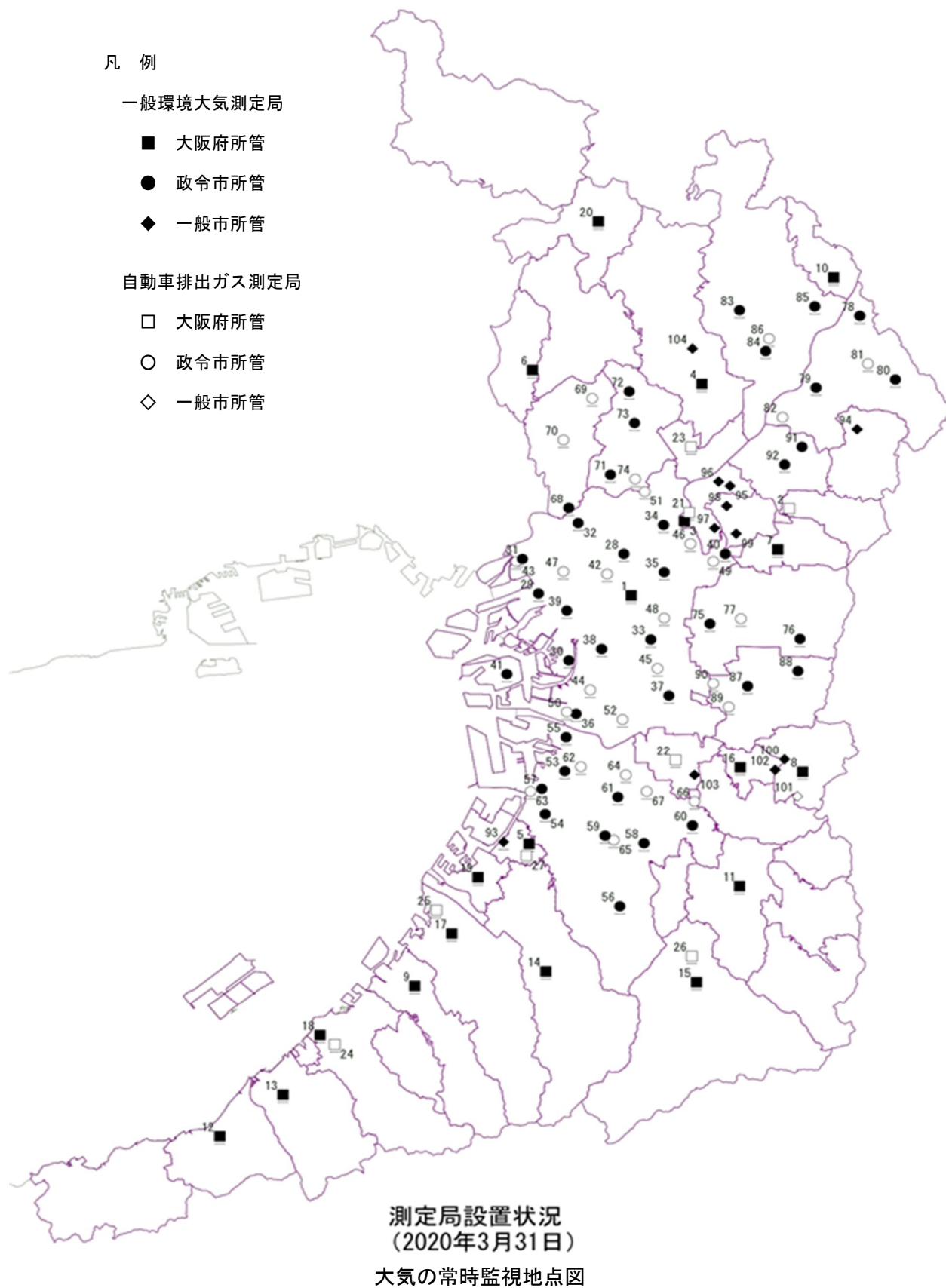
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



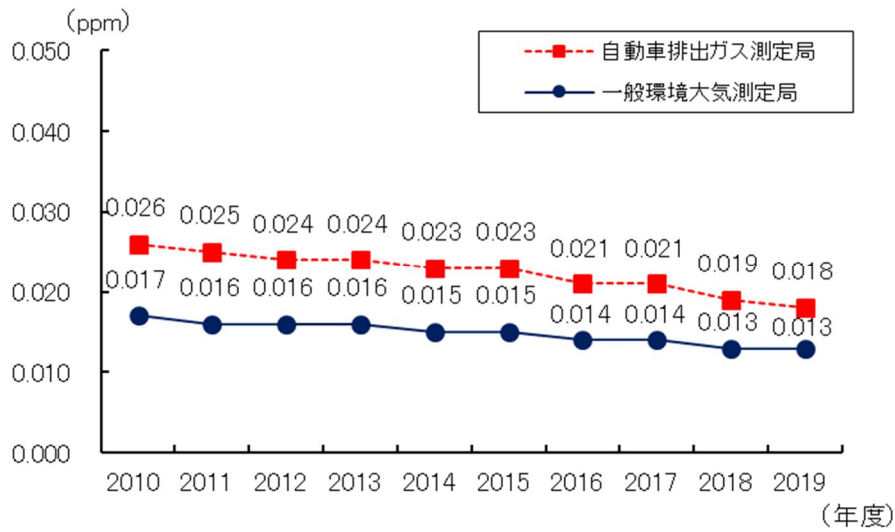
産業廃棄物の不適正処理件数

3 大気環境

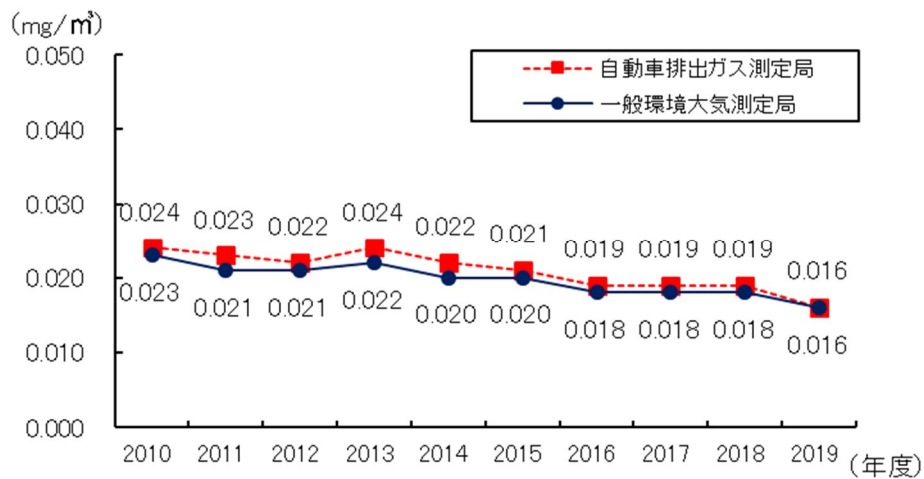
○ 一般環境大気測定局69局、自動車排出ガス測定局 35 局で大気環境調査を行いました。



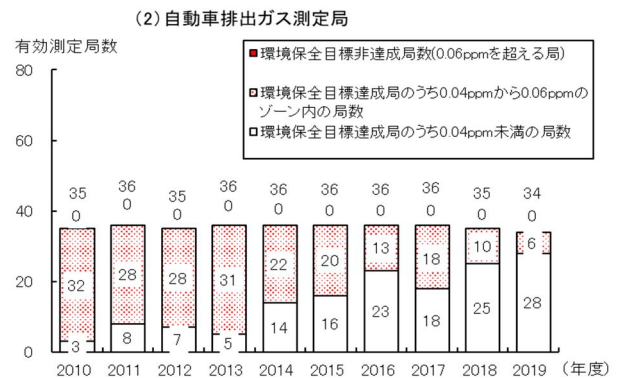
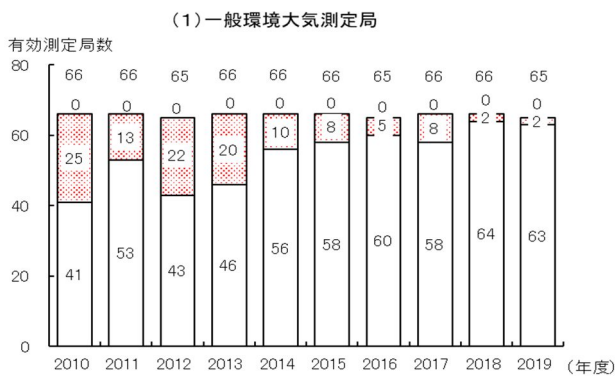
○ 二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度については、長期的に改善傾向で推移しています。2019年度は、二酸化窒素は99局全局で、浮遊粒子状物質は98局全局で、それぞれ環境保全目標を達成しました。



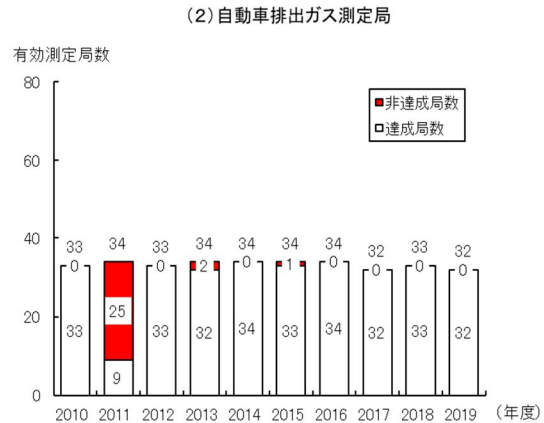
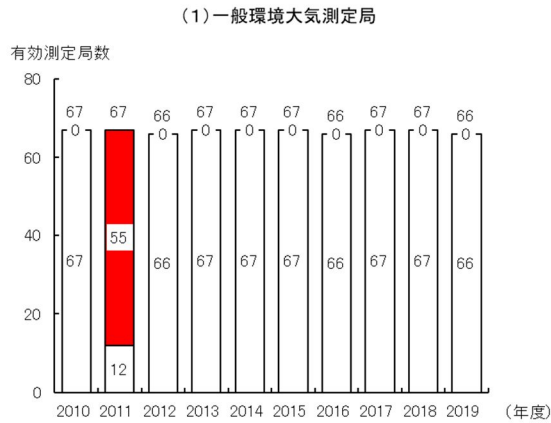
二酸化窒素濃度 (年平均値) の推移



浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移



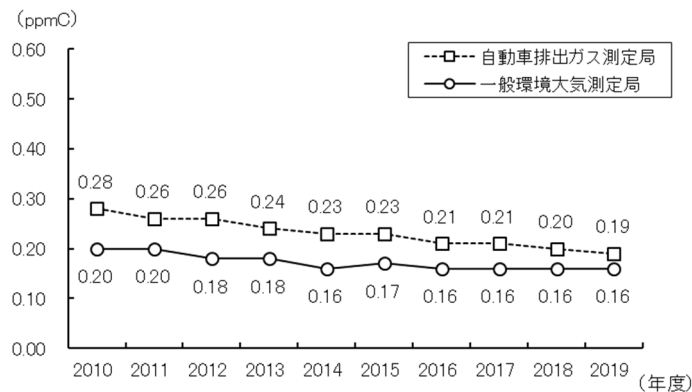
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



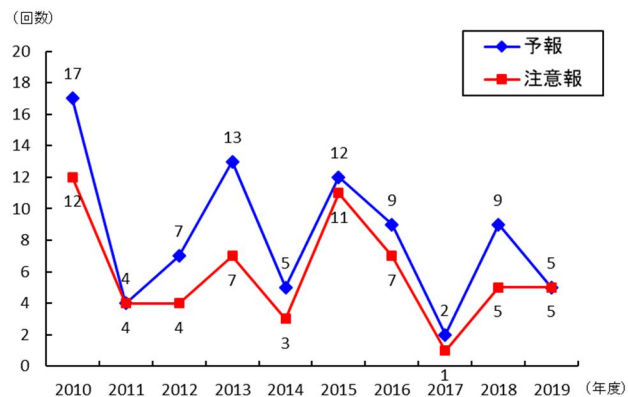
浮遊粒子状物質の環境保全目標達成局数の推移

○ 光化学オキシダントについては、2019年度は、69局全局で環境保全目標を達成しませんでした。光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移しています。

2019年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は5回で、年度によって気象条件による変動が大きく、発令回数の増減を繰り返しています。

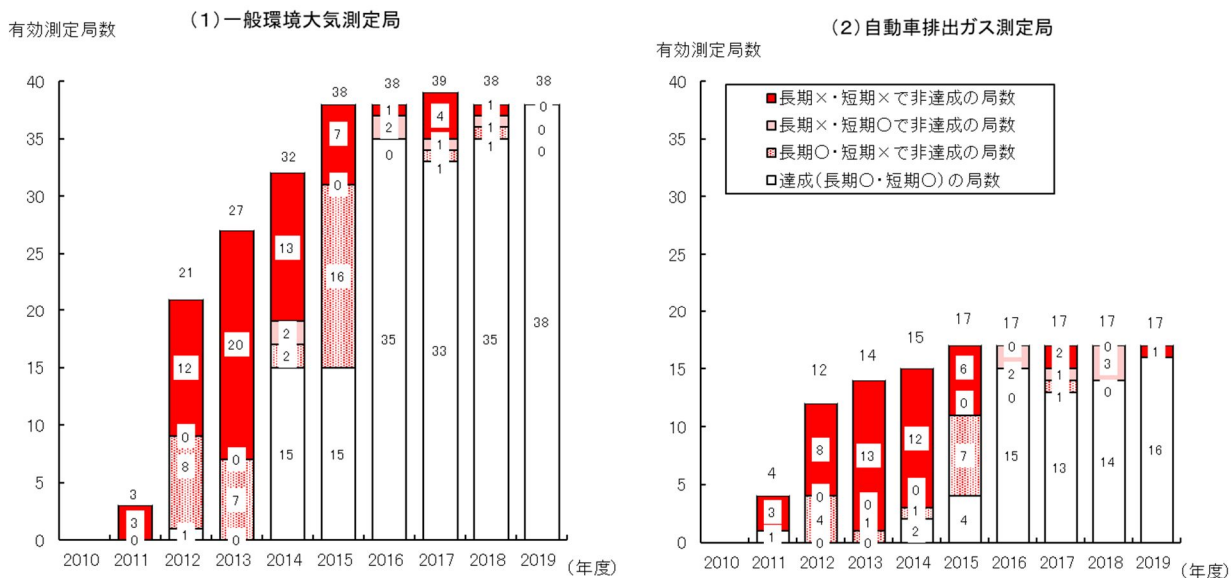


非メタン炭化水素濃度の推移 (午前6時から午前9時の年平均値)



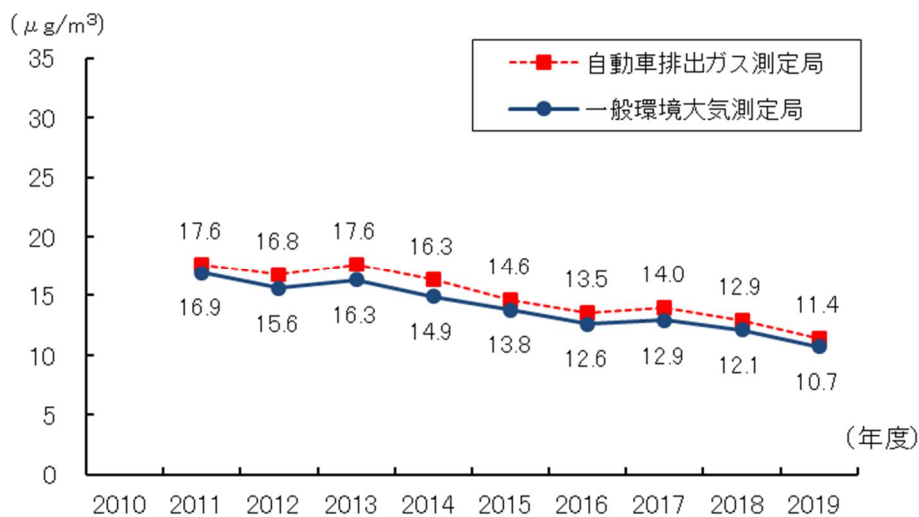
光化学スモッグ発令回数の推移

微小粒子状物質（PM2.5）については、2019年度は55局中54局で環境保全目標を達成しました。年平均濃度については、2019年度は前年度に比べてやや低下し、2011年度以降緩やかな改善傾向を示しています。



注1 凡例の「長期」は長期基準、「短期」は短期基準、「○」は達成、「×」は非達成をいう。
 注2 環境保全目標は長期基準と短期基準ともに達成（長期○・短期○）することが必要。

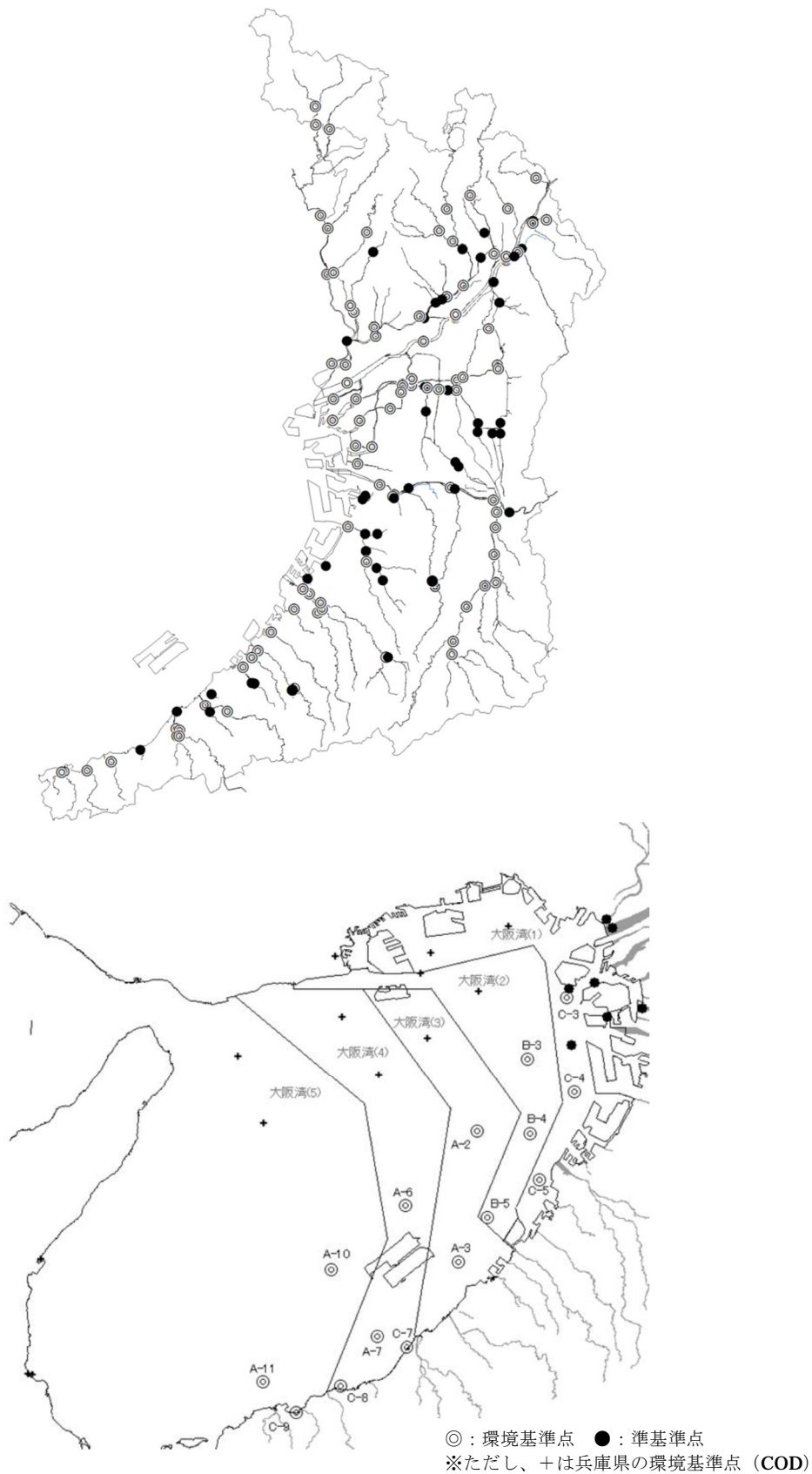
PM2.5の環境保全目標達成状況



PM2.5濃度（年平均値）の推移

4 水環境

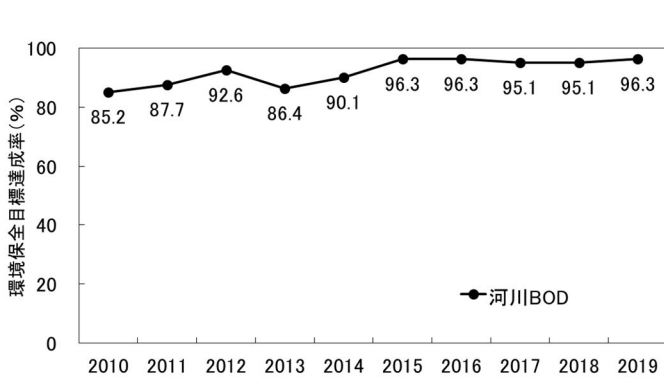
○ 河川については 100 河川 139 地点、海域については 22 地点で水質調査を行いました。



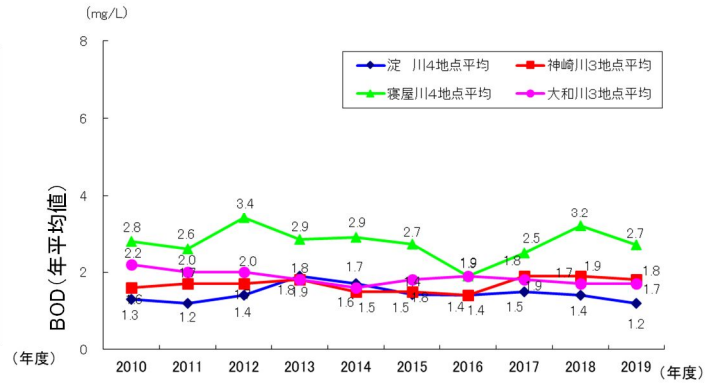
河川及び海域の常時監視地点図

- 河川の水質は概ね改善傾向にあり、2019年度における生物化学的酸素要求量（BOD）の環境保全目標達成率は96.3%でした。海域の水質については緩やかな改善または横ばいの傾向であり、化学的酸素要求量（COD）の環境保全目標達成率は、66.7%でした。

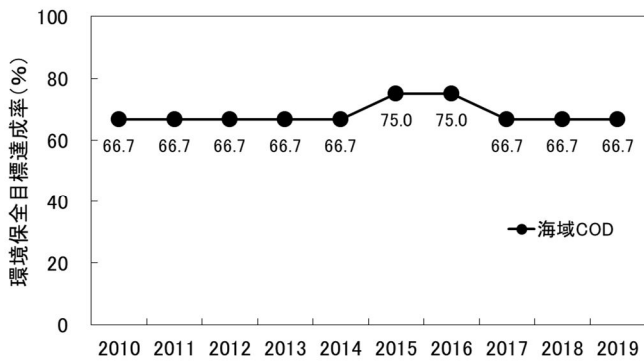
※兵庫県の測定地点を含め水域ごとに評価



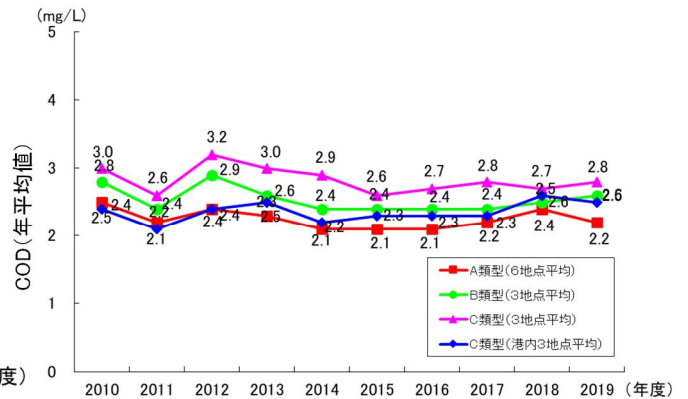
河川の BOD の環境保全目標達成率の推移



市内主要河川の BOD（年平均値）の推移



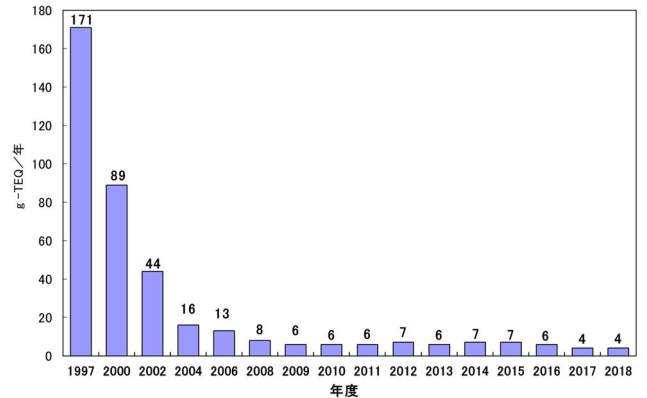
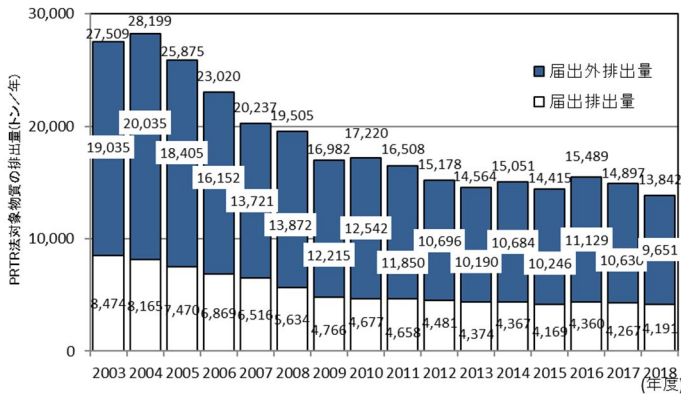
海域の COD の環境保全目標達成率の推移



大阪湾の COD（大阪府測定点・全層年平均値）の推移

5 化学物質

- 環境中への化学物質の排出量は概ね減少傾向にあり、ダイオキシン類の排出量は、大きく減少した後、近年は横ばいで推移しています。



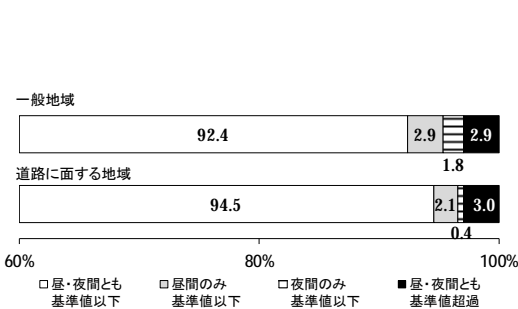
府内における化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 対象物質の排出量の推移

(※2010年度から届出対象物質数が354から462に変更されました)

府内でのダイオキシン類の排出量の推移

6 騒音

- 道路に面する地域における環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向にあり、2018年度は昼・夜間ともに目標値以下の住居等の割合は94.5%でした。



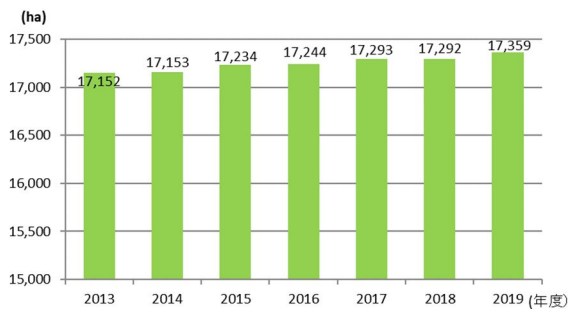
| 年度(戸数) | 昼・夜間とも基準値以下 | 昼間のみ基準値以下 | 夜間のみ基準値以下 | 昼・夜間とも基準値超過 |
|---------------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 2009年度(643千戸) | 91.9 | 3.7 | 4.4 | 0.4 |
| 2010年度(815千戸) | 91.8 | 3.5 | 4.6 | 0.4 |
| 2011年度(838千戸) | 93.5 | 2.7 | 3.5 | 0.4 |
| 2012年度(868千戸) | 93.6 | 2.6 | 3.5 | 0.4 |
| 2013年度(877千戸) | 93.7 | 2.4 | 3.5 | 0.4 |
| 2014年度(888千戸) | 94.2 | 2.3 | 3.1 | 0.4 |
| 2015年度(870千戸) | 94.1 | 2.1 | 3.4 | 0.3 |
| 2016年度(872千戸) | 94.1 | 2.1 | 3.3 | 0.5 |
| 2017年度(877千戸) | 94.1 | 2.2 | 3.2 | 0.4 |
| 2018年度(877千戸) | 94.5 | 2.1 | 3.0 | 0.4 |

2018年度 騒音に係る環境保全目標達成状況

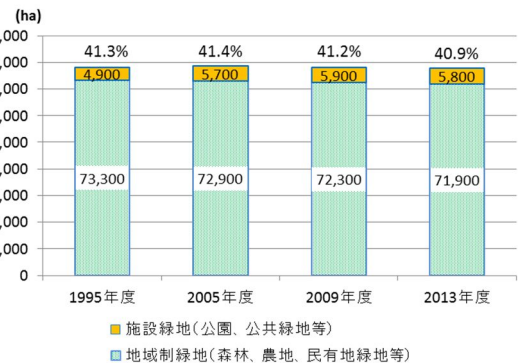
道路に面する地域における環境保全目標達成率の推移

7 自然環境

- 指定した保安林面積は、17,359haです。また、緑地面積は、府域の約4割を維持しています。



府域の保安林の指定面積の推移



府域の緑地面積の推移

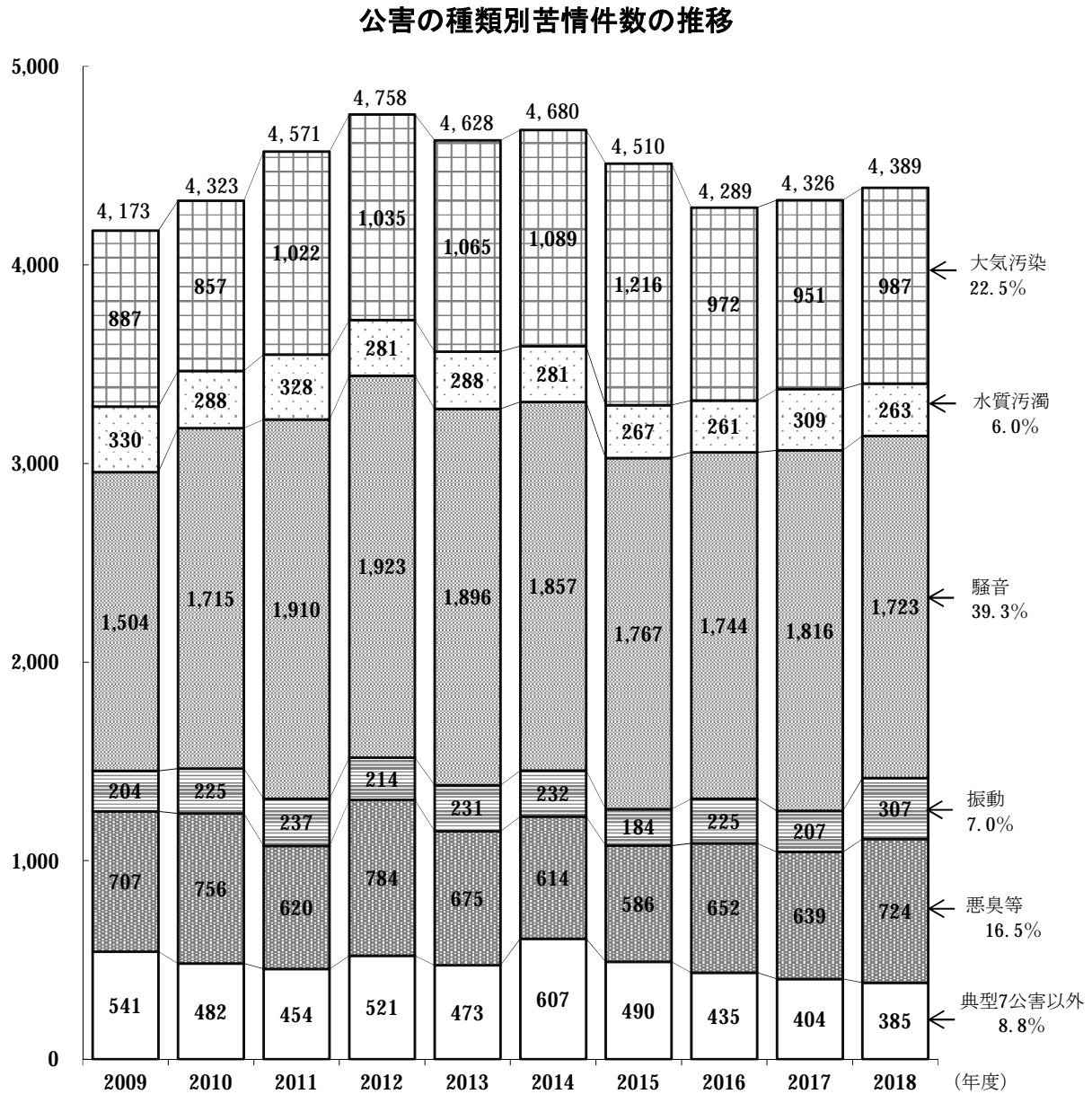
8 立入検査等実施件数

○ 2019年度に法令等に基づき府が実施した立入検査・指導等の件数は以下のとおりです。

| 大気 | | |
|-----------|---------------------------|-----------------|
| 一般大気 | 事業所への立入検査件数 | 406 件 |
| | 法・条例対象施設に係る届出件数 | 334 件 |
| | サンプル採取・分析件数 | 15 件 |
| アスベスト | 解体現場への立入検査件数 | 435 件 |
| | アスベストに係る届出件数 | 168 件 |
| | サンプル採取・分析件数 | 71 件 |
| 水質 | | |
| | 工場・事業場への立入検査件数 | 468 件 |
| | 法・条例対象施設に係る申請・届出件数 | 269 件 |
| | サンプル採取・分析件数 | 226 件 |
| 騒音 | | |
| | 事業場への立入件数（深夜営業規制） | 5 件 |
| 交通環境 | | |
| | 立入検査回数及び立入検査台数 | 44 回 7,521 台 |
| 土壌汚染 | | |
| | 法・条例・自主調査指針に基づく調査報告件数 | 25 件 |
| | 土地の形質変更届出件数 | 53 件 |
| 化学物質 | | |
| | 法・条例に基づく排出量等の届出件数 | 494 件 |
| | 条例に基づく管理計画及び管理目標の届出件数 | 169 件 |
| 廃棄物・リサイクル | | |
| 一般廃棄物 | 一般廃棄物処理施設への立入検査件数 | 26 件 |
| | サンプル採取件数 | 28 件 |
| 産業廃棄物 | 産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数 | 2,129 件 |
| | 産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数 | 14,516 件 |
| | 産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数 | 696 件 |
| | 自動車リサイクル法に基づく立入検査件数 | 84 件 |
| | サンプル採取・分析件数 | 89 件 |
| | フロン排出抑制法に基づく登録業者への立入検査件数 | 14 件 |
| | フロン排出抑制法に基づく機器管理者への立入検査件数 | 47 件 |

9 その他

- 2018年度に受け付けた苦情件数については、2017年度に比べて約1.5%増加し、最も多い苦情は騒音に関するもので苦情全体の39.3%を占めています。



(注) 苦情件数は他機関からの移送分を含む。

(公害等調整委員会調べ)

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に基づき各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「新環境総合計画」に示した施策の方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■環境基本条例（1994年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■循環型社会形成推進条例（2003年3月）

再生品の普及促進や廃棄物の適正処理の徹底など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

■温暖化の防止等に関する条例（2005年10月）

事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しました。

電力ピーク対策の促進（エネルギー多量消費事業者における対策計画書制度に電気の需要の平準化の観点を追加等）、エネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進（一般電気事業者等による報告制度等）、高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に関する条項を追加しました。（2013年4月施行）

また、一定の建築物を新築・増改築する場合の省エネルギー基準の適合義務化対象や建築物環境性能表示義務化対象を拡大しました。（2018年4月施行）

■生活環境の保全等に関する条例（1994年3月）

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。

また、土壤汚染対策法が改正されたことを踏まえ、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大等の改正を行いました。（2019年10月から全面施行）

ほう素等の排水基準に係る経過措置について、暫定排水基準を見直したうえで、3年延長する等の規則改正を行いました（2020年4月施行）

■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（1974年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい排水基準を定めており、ほう素等の排水基準に係る経過措置について、暫定排水基準を見直したうえで、3年延長する等の改正を行いました。（2020年4月施行）

■自然環境保全条例（1973年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努め、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取組みを推進しました。2005年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行いました（2006年4月施行）。また、府民の目に触れるみどりのみちなみを創出し、緑視効果の高い景観形成を図ることを目的とした改正を行いました。（2016年10月施行）

■環境影響評価条例（1998年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が作成した計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書の審査、事後調査報告書等の縦覧を行いました。

■景観条例（1998年10月）

景観法を活用し、大阪府の景観を特徴づける軸となる13箇所の景観計画区域内において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。

■文化財保護条例（1969年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

■放置自動車の適正な処理に関する条例（2004年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

2 新環境総合計画の推進

2011年3月に策定した「新環境総合計画」に基づき、「府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市」の構築の実現に向け、前年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策をとりまとめ、下記に示す各分野について、諸施策を推進しました。



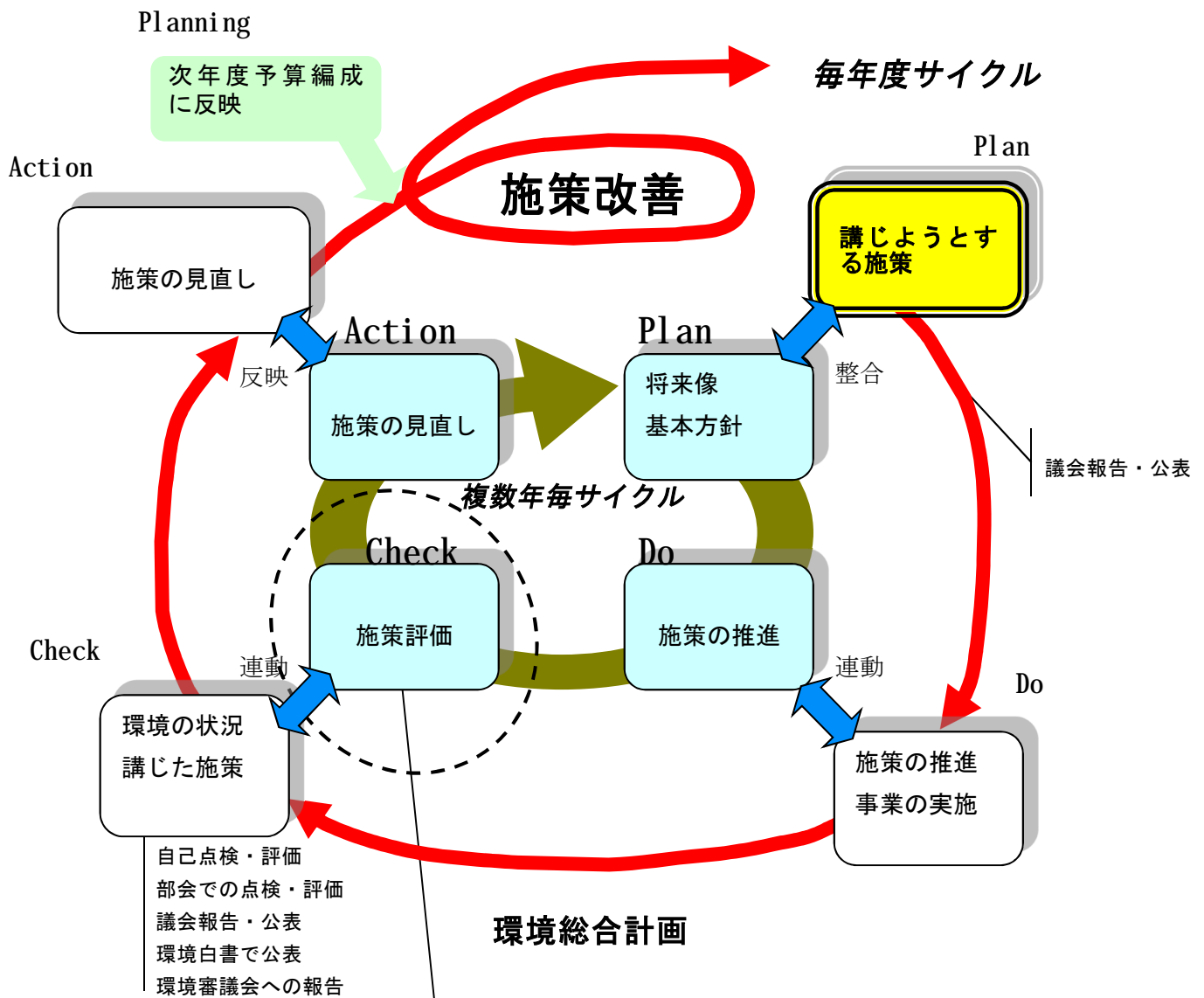
※「府民」とは、大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指します。

新環境総合計画に定める各分野の関連についての概念

3 新環境総合計画の進行管理

新環境総合計画の進行管理として、2つのPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。毎年度のPDCAサイクルにより個別の施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年（3～4年）毎のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることとしています。

| | 毎年度のサイクル | 複数年毎のサイクル |
|--------|---|---|
| Plan | 環境基本条例に掲げられた基本理念や、新環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第9条第2項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表。 | 新環境総合計画の策定 |
| Do | 環境基本条例第6条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用。 | 新環境総合計画の推進 |
| Check | 環境基本条例第9条第1項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を作成し、府環境審議会環境総合計画部会で点検・評価。府議会に報告するとともに公表。 | 新環境総合計画に定められた2020年度の目標（アウトカム）毎に、関連する施策・事業を対象に作成した施策評価レポート及び工程表を府環境審議会環境総合計画部会において点検・評価。 |
| Action | 点検・評価結果等をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。 | 点検・評価結果をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。必要に応じ、計画の見直し。 |



新環境総合計画の進行管理に関する PDCA サイクルの概念

第2章 各分野における目標に対する現状

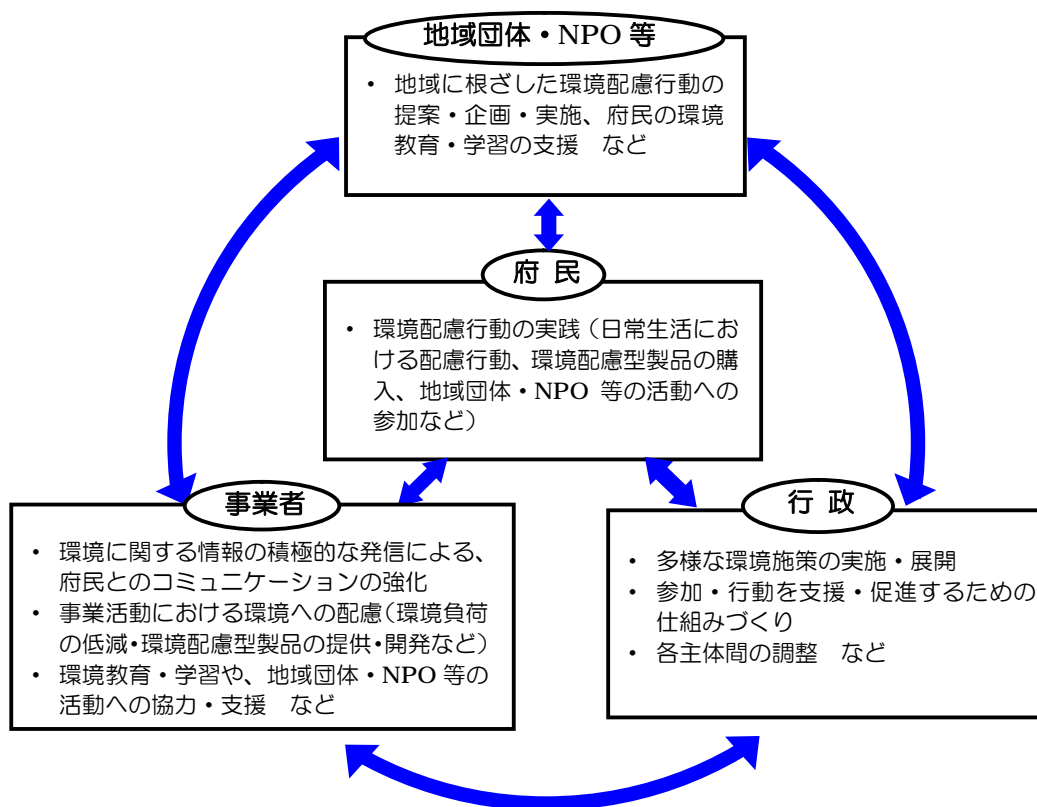
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育てている健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



● 施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

Ⅱ－１ 低炭素・省エネルギー社会の構築

《2020年度の目標》

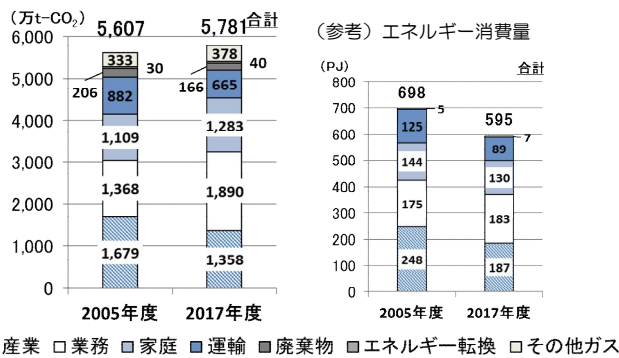
温室効果ガス排出量※を2005年度比で7%削減する。

※2005年度の電気の排出係数は関西電力株式会社の2005年度の値(0.358kg-CO₂/kWh)を用いて算定し、

計画期間(2015～2020年度)の電気の排出係数は関西電力株式会社の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて算定。

《目標に対する現状》

■府内における2017年度の温室効果ガス排出量は5,781万トンであり、2005年度比で3.1%の増加となっています。



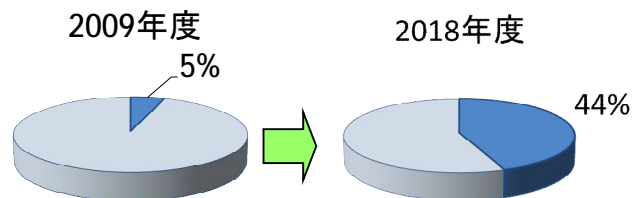
府内における温室効果ガス排出量の推移

注) 左図は温室効果ガス排出量、右図はエネルギー消費量を示す。
2017年度のエネルギー消費量は595PJであり、2005年度比で14.7%の減少となっています。

■府内の2018年度のエコカー(注)保有台数は約156万台(約44%)であり、2009年度と比べ約138万台(約39ポイント)増加しました。

※2009年12月：大阪エコカー普及戦略策定

(注)エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車以上の燃費を有する自動車)です。



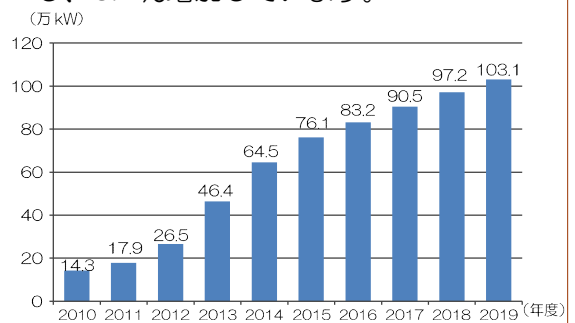
2009年度 5% 18万台
自動車保有台数(二輪車を除く): 約347万台

2018年度 44% 156万台
自動車保有台数(二輪車を除く): 約354万台

エコカーの普及台数

(注)エコカー保有台数には、大型特殊自動車の超低燃費車の台数は含まない。

■太陽光発電設備の導入状況については、2019年度は103.1万kWであり、2018年度の97.2万kWと比較し、6.1%増加しています。



太陽光発電導入量の推移

● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進
- 気候変動の影響への適応、ヒートアイランド対策の推進

II-2 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。
- ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。

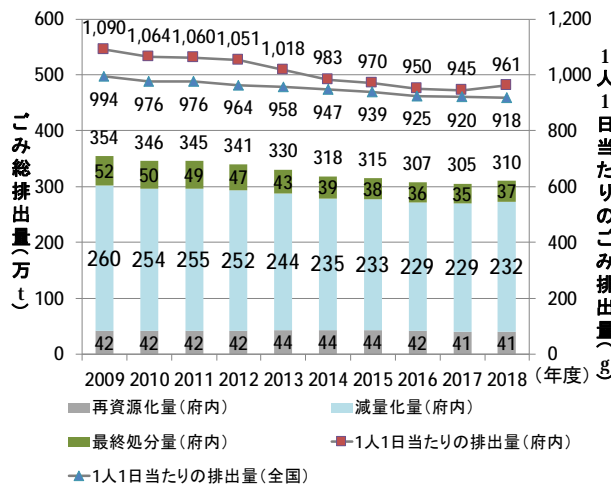
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。 (2009年度府民アンケート 89.4%)

*ペットボトルや空き缶、古紙等。

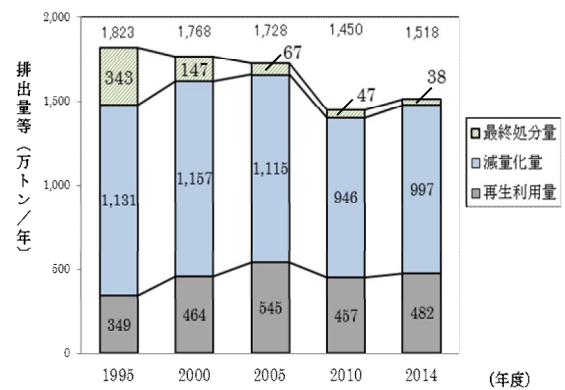
《目標に対する現状》

- 2018年度に府内から排出された一般廃棄物は310万トン、そのうち再生利用量は41万トン、最終処分量は37万トンとなっています。
- 2014年度に府内から排出された産業廃棄物は1,518万トン、そのうち再生利用量は482万トン、最終処分量は38万トンとなっています。



一般廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- リサイクル製品を購入している府民の割合：40.1% (2019年度)

- 資源物*を分別している府民の割合：85.6% (2019年度)

*ペットボトルや空き缶、古紙等。

●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

《2020年度の目標》

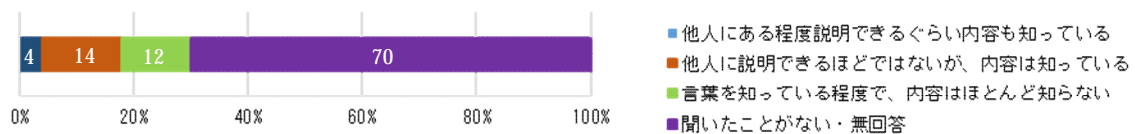
生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年度府民アンケート16.9%)

生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を倍増する。(2014年府民アンケート 6.0%)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。(2009年度比)

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約18%（2019年度）^注です。（2008年度比約1ポイント増加）



（参考1）「言葉を知っている程度で、内容はほとんど知らない」を含めた生物多様性という言葉の認知度は約30%です。
（参考2）上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関わる項目のいずれかについての認知度は約67%です。

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 外来生物が日本の在来種の生息環境を脅かし、生態系への悪影響や農作物への被害などの問題を引き起こしていること
7. 国際的に生物多様性条約が定められていること

^注府民アンケート調査の対象者は、2015年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

- 保安林や鳥獣保護区等生物多様性保全に資する地域指定は84,022ha(2020年3月末)です。（2009年度比2,052ha増加）

生物多様性の保全に資する地域指定状況

| 名称 | 指定面積 (ha) | 名称 | 指定面積 (ha) |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 保安林 | 17,359 | 自然環境保全地域 | 38 |
| 鳥獣保護区 | 12,914 | 緑地環境保全地域 | 37 |
| 国定公園 | 16,498 | 特別緑地保全地区 | 18 |
| 府立自然公園 | 3,541 | 自然海浜保全地区 | 22 |
| 近郊緑地保全区域 | 33,580 | 国・府指定天然記念物 | 15 |
| | | 合計 | 84,022 |

●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～良好な大気環境を確保するために～

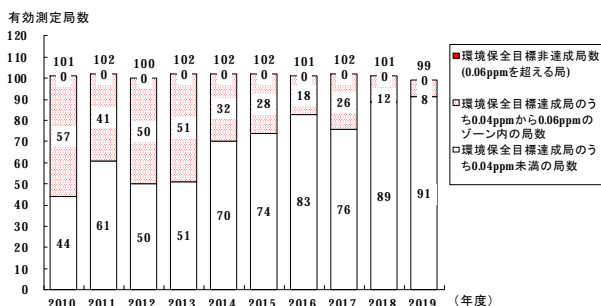
《2020年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。

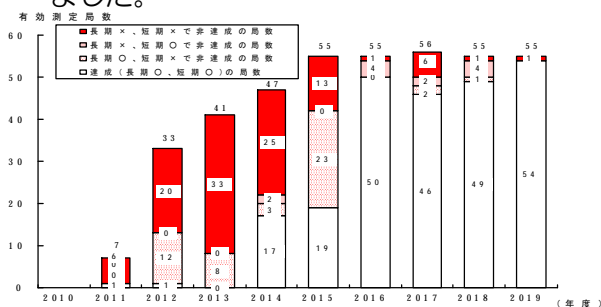
《目標に対する現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下）の上限値 0.06ppmを下回るレベルに達し、9割以上の地域が0.04ppm未満となっています。



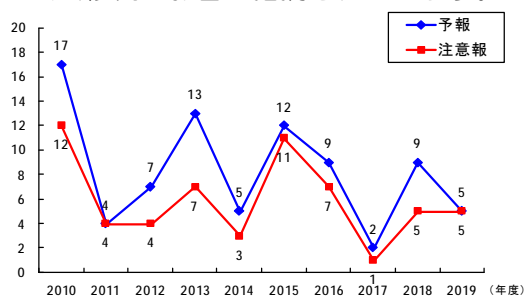
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM_{2.5} は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。2019年度は、55局（有効測定局）で測定を行い、54局で環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境保全目標達成局数の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から関東地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM_{2.5}とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。※環境基準は2009年9月に「1年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」に定められました。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）と粒子状物質（PM）の削減対策の推進
- PM_{2.5}の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物（VOC）の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

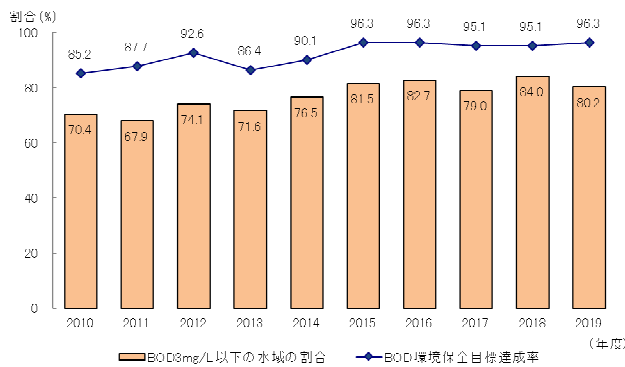
～良好な水環境を確保するために～

《2020年度の目標》

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3 mg/L 以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5 mg/L 以上（湾奥部は 3 mg/L 以上）を達成する。
 - ・ 藻場を造成する（藻場面積 400ha を目指す）。

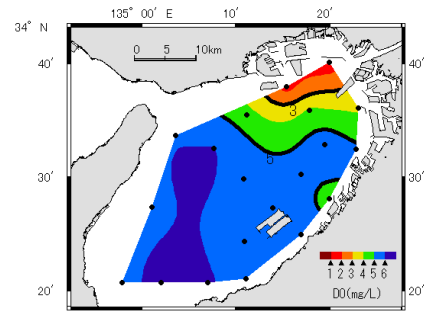
《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD 3 mg/L 以下を約8割の水域で達成）。



府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD 3 mg/L 以下の水域の割合の推移

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏季底層 DO の分布図 (2017～2019 年度平均)

貧酸素水塊とは

水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか 1% という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています（2019 年度推計値：365ha）。

● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100% 適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（３）

～化学物質のリスク管理を推進するために～

《２０２０年度の目標》

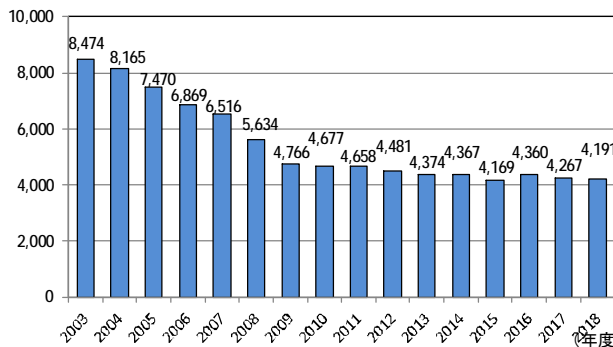
環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。

《目標に対する現状》

■ 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は減少傾向にあります。

■ 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第 8 位となっています。（可住地面積当たり排出量では全国第 2 位）

(トン/年)



| 都道府県 | 届出排出量(t) | 届出外排出量(t) | | | 排出量合計(t) |
|--------|----------|-----------|--------|--------|----------|
| | | 事業所 | 家庭 | 移動体 | |
| 1 愛知県 | 9,956 | 6,626 | 2,638 | 2,886 | 22,106 |
| 2 東京都 | 1,698 | 10,721 | 1,325 | 2,908 | 16,651 |
| 3 静岡県 | 8,664 | 3,550 | 1,668 | 1,916 | 15,798 |
| 4 千葉県 | 5,386 | 5,345 | 2,169 | 2,458 | 15,358 |
| 5 埼玉県 | 6,697 | 4,029 | 2,002 | 2,548 | 15,277 |
| 6 神奈川県 | 5,363 | 5,298 | 1,236 | 2,389 | 14,285 |
| 7 茨城県 | 6,042 | 4,921 | 1,372 | 1,917 | 14,252 |
| 8 大阪府 | 4,191 | 5,833 | 1,519 | 2,298 | 13,842 |
| 9 広島県 | 8,643 | 2,647 | 1,048 | 1,446 | 13,784 |
| 10 福岡県 | 5,924 | 3,967 | 1,469 | 1,967 | 13,327 |
| その他 | 85,626 | 66,712 | 24,310 | 37,908 | 214,556 |
| 合計 | 148,188 | 119,649 | 40,755 | 60,643 | 369,236 |

府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量（2018 年度）

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

PRTR 法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていく必要があります。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～ 緑と水辺の保全と創造

■みどりの風を感じる大阪



魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

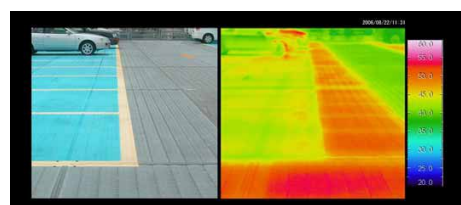
■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

各分野における目標に対する現状一覧

| 分野 | 環境総合計画に掲げた目標 | 目標値(2020年) | 基準年又は目標設定時の状況 | | 最新の状況 | | 目標達成状況注1 |
|-----------------|---|--|--|------|---|------|-----------------|
| | | | 数値 | 年度 | 数値 | 年度 | |
| 低炭素 | ■温室効果ガス排出量※を2005年度比で7%削減する。 注2 <small>※2005年度の電気の排出係数は関西電力株式会社の2005年度の値(0.358kg-CO2/kWh)を用いて算定し、計画期間(2015~2020年度)の電気の排出係数は関西電力株式会社の2012年度の値(0.514kg-CO2/kWh)を用いて算定。</small> | 5,206万トン | 5,607万トン | 2005 | 5,781万トン | 2017 | -43.4%注3 |
| 循環 | ■資源の循環をさらに促進する。 【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。注4 | 32万トン | 39万トン | 2014 | 37万トン | 2018 | 28.6%注3 |
| | 【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。 注4 | 37万トン | 38万トン | 2014 | 38万トン | 2014 | - |
| | ■リサイクル社会を実現する府民行動を拡大する。 リサイクル製品を購入する府民を倍増する。注5 | 倍増 | 34.3% | 2009 | 40.1% | 2019 | 58.5% |
| | 資源物※を分別する府民を概ね100%にする。注5 <small>※ペットボトルや空き缶、古紙等</small> | 100% | 89.4% | 2009 | 85.6% | 2019 | 85.6% |
| | ■生物多様性の府民認知度を70%以上にする。 注5 | 70% | 16.9% | 2008 | 17.5% | 2019 | 25.0% |
| 生物多様性 | ■生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 活動する府民の割合を倍増する。注2注5 | 倍増 | 6.0% | 2014 | 2.4% | 2019 | 20.0% |
| | 地域指定を新たに2,000ha拡大する。 | 2,000ha増 (83,970ha) | 鳥獣保護区 12,801ha | 2009 | 12,914ha | 2019 | 100.1% |
| | | | 保安林 16,388ha | 2009 | 17,359ha | 2019 | |
| | | | 府立自然公園 2,594ha | 2009 | 3,541ha | 2019 | |
| | | | 国定公園 16,498ha | 2009 | 16,498ha | 2019 | |
| | | | 近郊緑地保全区域 33,580ha | 2009 | 33,580ha | 2019 | |
| | | | 自然環境保全地域 38ha | 2009 | 38ha | 2019 | |
| | | | 緑地環境保全地域 32ha | 2009 | 37ha | 2019 | |
| | | | 特別緑地保全地区 2ha | 2009 | 18ha | 2019 | |
| | | | 自然海浜保全地区 22ha | 2009 | 22ha | 2019 | |
| 国・府指定天然記念物 15ha | 2009 | 15ha | 2019 | | | | |
| 合計 | 81,970ha | 2009 | 84,022ha (2,052増) | 2019 | | | |
| 健康 | ■大気環境をさらに改善する。 二酸化窒素(NO ₂)の日平均0.06ppm以下の確実な達成と0.04ppm以上の地域の改善注6 | ①0.06ppm未満の測定局 100% ②0.04ppm未満の測定局 100% | ①98.0% (99局/101局) ②38.6% (39局/101局) | 2009 | ①100% (99局/99局) ②91.9% (91局/99局) | 2019 | ①100% ②91.9% |
| | PM2.5の環境保全目標達成 | 達成率100% | 数値なし | | 98.2%(54局/55局) | 2019 | 98.2% |
| | 光化学オキシダント濃度0.12ppm未満 | 0.12ppm以上の日数0日 | 17日 | 2009 | 7日 | 2019 | - |
| | ■水遊びができ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境を改善する。 B類型のBOD基準3mg/lを満たす河川(水域)の割合を8割にする。 | 80% | 63.8% | 2009 | 80.2% | 2019 | 100% |
| | ■大阪湾を多種多様な生物が継続的に生息出来るようにする。 底層DO(溶存酸素量)5mg/l以上(湾奥部は3mg/l以上)の達成注7 | 100% | 58.3% | 2009 | 33.3% | 2019 | 33.3% |
| | 藻場面積400haを目指す。 | 400ha | 352ha | 2009 | 365ha | 2019 | 91.3% |
| | ■環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年より削減する。 | 2010年度排出量(4,677トン)より削減 | 4,677トン | 2010 | 4,191トン | 2018 | - |

注1 目標達成状況は目標値に対する現状の達成率を記載。 計算式: 達成率(%)=最新の状況/目標値×100

注2 2014年度における複数年サイクル点検評価等を受け、目標を変更。

注3 計画策定時の状況を0%、達成を100%としたときの進捗率を記載。 計算式: 達成率(%)=(最新の状況-計画策定時の状況)/(目標値-計画策定時の状況)×100

注4 循環型社会推進計画策定に伴い、目標を変更(2016年度)。

注5 2015年度から、府政モニターを対象とした調査から民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更し、対象者、内容等を変更。2016年度から質問内容を変更。

注6 0.04ppm以上の地域の改善は、全局のうち0.04ppm未満の測定局の割合で評価。

注7 全12の底層部測定地点における、毎月の測定結果が全て基準値以上の地点数の割合で評価。

第3章 2019(令和元)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
 ※「進捗」の☆の数の意味は、次のとおりです。
 ☆☆☆:想定以上、☆☆☆:想定どおり、☆☆:想定以下(特に改善を要しない)、☆:想定以下かつ要改善
 ※ 2018(平成30)年度の取組欄は「平成30年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」(2019(平成31)年9月作成)より抜粋

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|-------------------|-----------------------|----------|---|---|---------|---------------------------------------|--|---|-----|--|---|---|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| I 府民の参加・行動 | | | | | | | | | | | | |
| 1-1 | 環境情報の発信 | 継続 | ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。 | 大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しました。 最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会等の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動の促進を図りました。 | - | 2019 | ・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】 エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 16万件 | メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】 エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 16万件 | ☆☆☆ | 概ね想定通りに実施しました。 | 今後もわかりやすいホームページの作成、内容の更新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントなどの各種媒体と関連付けながら、環境情報へのアクセスを効果的に増やす方法を検討していきます。 | 4 12 13 14 |
| | | | | | | 2018 | メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】 エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 12万件 | メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】 エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 12万件 | ☆☆☆ | | | |
| 1-2 | 環境教育等の推進 | 継続 | 府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。 | 学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。 | - | 2019 | ・府庁の各部署で取り組む環境教育出前講座等事業数 30事業 | 31事業(2018年度) | ☆☆☆ | 概ね想定通り実施しました。 | 引き続き「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。 | 4 6 7 11 12 13 14 15 |
| | | | | | | 2018 | 府庁の各部署で取り組む環境教育出前講座等施策数 30事業 | 32施策(2017年度) | ☆☆☆ | | | |
| 1-3 | 環境歴史映像による環境活動促進事業 | 2019より新規 | 大阪の環境問題への理解促進を図り、府民の環境配慮行動につなげる。 | 府域の過去の公害問題といった大阪における環境の歴史を学べる若年層向け環境教育用歴史映像を作成し、インターネットでの公開や環境教育の担い手に向けた会議等で情報発信しました。また、高校の授業での利用促進を図るため、活用プログラムを作成し配付しました。 | 4,980 | 2019 | ・映像の作成、インターネット等での公開 ・活用プログラムの府内高校への配付 | ・映像の作成、インターネット等での公開 ・活用プログラムの府内高校への配付 | ☆☆☆ | 概ね想定通り実施しました。 | 引き続き、次世代を担う若年層の環境教育の推進を図るため、府内高校等での利用を推進します。 | 4 6 7 11 12 13 14 15 |
| | | | | | | 2018 | | | | | | |
| 1-4 | 環境交流パートナーシップ事業 | 継続 | 環境NPO等の活動の活性化や新たな活動の展開に向けた、交流機会を創出すること。 | 環境NPO、企業、学校関係者、ボランティア等の幅広い主体が参加するセミナーや人材育成講座などを盛り込んだ交流会を実施しました。また、環境NPO等の登録やSNSによる団体活動等の情報発信を行いました。 | 2,363 | 2019 | ・交流セミナー・講座等の実施 4回 | 交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を3回実施するとともに、登録団体等による交流会を1回実施 | ☆☆☆ | 概ね想定通り実施しました。 | 令和2年度以降は、「豊かな環境づくり大阪府民会議」の事業に統合する形で事業を実施します。 | 4 6.7 11.12 13.14 15.17 |
| | | | | | | 2018 | 交流セミナー・講座等の実施 4回 | 交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を3回実施するとともに、登録団体等による交流会を1回実施 | ☆☆☆ | | | |
| 1-5 | 笑働OSAKAの推進 | 継続 | 府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。 | 公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出しました。 | 578 | 2019 | ・アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者を2018年度と同程度にする。 【参考】2018年度 ・参加団体、参加見込者:637団体、約60,000人 | アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者について、2018年度と同程度であった。 【参考】2019年度 ・参加団体、参加者:639団体、約57,000人 | ☆☆☆ | アドプト・プログラムに追加される団体向けに「アドプト・プログラム ルールブック」を2019年4月に策定しました。 | 引き続き、活動の推進に取組みます。 | 17 |
| | | | | | | 2018 | アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者を2017年度と同程度にする。 【参考】2017年度 参加団体、参加見込者:637団体、約60,000人 | アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者について、2017年度と同程度であった。 【実績】2018年度 参加団体、参加者:636団体、約57,000人 | ☆☆☆ | | | |
| 1-6 | 農業・農空間に関する活動への府民の参加促進 | 継続 | 農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。 | 府民が気軽に農空間での活動に参加できるよう、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民と地域のマッチングを支援しました。 | 187 | 2019 | ・「おおさか農空間づくりプラットフォーム」の運営 ・公式Facebookの運営 ・「農空間マッチングセッション」の開催 2回 | ・HPや公式Facebookにより農空間の魅力や活動等に関する情報の発信を行った。 ・農空間マッチングセッションの開催等を通じて、会員間のマッチングによる新たな取組のきっかけをつくることができた。 | ☆☆☆ | プラットフォームを活用することで、農空間づくりに参加する府民数が増加しました。 | 引き続き、プラットフォームの運営を行い府民と地域のマッチングの支援を行います。 | 4 12 7 |
| | | | | | | 2018 | ・「おおさか農空間づくりプラットフォーム」の運営 ・公式Facebookの運営 ・「農空間マッチングセッション」の開催 1回 | ・HPや公式Facebookにより農空間の魅力や活動等に関する情報の発信を行った。 ・農空間マッチングセッションの開催等を通じて、会員による新たな取組が生まれるなど、農空間づくりに参加する府民の増加を図ることができた | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|----------------------|--------------------------|-------|---|---|---------|---|--|---|------------------------|---|---|---|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築 | | | | | | | | | | | | |
| 2-1-1 | 省エネ行動の普及啓発事業 | 継続 | 府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。 | ホームページ『省エネ生活のすすめ』による省エネ行動メニュー等の情報発信に加え、省エネラベルやグリーン購入の普及活動を実施しました。また、大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や「家庭エネ診断」の普及促進に取り組みなど、広く府民に省エネ行動を働きかけていきました。 | 365 | 2019 | 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会 7回 | 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会 7回 | ☆☆☆ | 府主催のイベント等において、広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかけました。また、地球温暖化防止活動推進員に対して研修会を実施し活動を支援しました。 | 引き続き、府民一人ひとりの省エネ行動を働きかけていきます。 | 7 12 13 14 |
| 2-1-2 | 家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業 | 継続 | 家庭部門における温室効果ガス削減に向け、各家庭の省エネ行動の取組の裾野を広げること。 | 地球温暖化防止活動推進員制度を活用し、市町村や民間と連携した家庭への省エネアドバイスを実施できる体制を整備し、府内各地で推進員による個別対応型省エネ相談会を展開しました。 | 3,705 | 2019 | 省エネ診断件数 800件 | 省エネ診断件数 885件 | ☆☆☆ | 概ね想定どおりに実施しました。 | 引き続き、省エネアドバイザーの養成および市町村や企業・NPOと連携した省エネ診断を府内で展開していきます。 | 7 12 13 17 |
| | | | | | 2018 | 省エネ診断件数 700件 | 省エネ診断件数 818件 【参考】省エネアドバイザー登録人数 32人 | ☆☆☆ | | | | |
| 2-1-3 | 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく指導 | 継続 | エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を促進すること。 | 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定事業者(約900事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等に関する対策計画書及び実績報告書の届出を義務付けるとともに、2016年度から導入した、対策と削減状況を総合的に評価する「評価制度」を運用し、必要な指導・助言を行いました。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。 | 201 | 2019 | ・特定事業者の温室効果ガス排出量を2018年度比1%削減 ・特定事業者への立入等現地での調査件数 50件程度 【参考】 ・特定事業者の約7割を占める、2015年度から2017年度までを計画期間とする事業者について、2016年度の温室効果ガス排出量の合計は、前年度比(基準年度)で1.0%削減、CO ₂ 排出削減量(2018年度):15.7万トン-CO ₂ ※実績報告書の届出期限が翌年度8月末であるため、2019年度実績は2020年9月以降に集計します。 ・特定事業者への立入等現地での調査件数 34件 | ・特定事業者の約7割を占める、2018年度から2020年度までを計画期間とする事業者について、2018年度の温室効果ガス排出量の合計は、前年度比(基準年度)で1.0%削減、CO ₂ 排出削減量(2018年度):15.7万トン-CO ₂ ※実績報告書の届出期限が翌年度8月末であるため、2019年度実績は2020年9月以降に集計します。 ・特定事業者への立入等現地での調査件数 34件 | ☆☆☆ (2018年度のデータで評価) | 届出指導、立入調査による助言等を行うことにより、概ね想定通りに特定事業者の温室効果ガス排出削減を図ることができました。 | きめ細やかな指導を行うとともに、「評価制度」により特定事業者の自主的な取組みを促進し、引き続き温室効果ガス削減を進めます。 | 7 9 11 13 14 |
| | | | | | | 2018 | ・特定事業者の温室効果ガス排出量を2017年度比1%削減 ・特定事業者への立入等現地での調査件数 50件程度 | ・特定事業者の約7割を占める、2015年度から2017年度までを計画期間とする事業者について、2017年度の温室効果ガス排出量の合計は、前年度比で0.6%増加したが、基準年度である2014年度と比較して1.0%削減(年平均0.3%削減) CO ₂ 排出削減量(2017年度):16.9万トン-CO ₂ ※実績報告書の届出期限が翌年度8月末であるため、2018年度実績は2019年9月以降に集計します。 ・特定事業者への立入等現地での調査件数 43件 | ☆☆ (2017年度のデータで評価) | | | |
| 2-1-4 | 建築物の環境配慮制度の推進 | 継続 | 建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。 | 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物(特定建築物)を新築等しようとする者(特定建築主)に対し、CO ₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。さらに、2018年度から2,000㎡以上の建築物(非住宅)及び10,000㎡以上で高さ60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行いました。また、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催しました。 | 1,407 | 2019 | ・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 2施設4回程度 | ・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 2施設2回 | ☆☆☆ | 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の改正について周知し、円滑に制度の推進をすることができました。また、表彰制度の魅力アップや啓発ができました。 | 引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組みます。 | 6 7 9 11 12 13 14 15 |
| | | | | | 2018 | 「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 1施設2回程度 | 「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 1施設2回 | ☆☆☆ | | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|-------|------------------|-------|---|--|---------|---------------------------------------|---|----------------|---|--|-------------------------------------|-------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| 2-1-5 | ESCO事業の推進 | 継続 | 建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。 | 「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図ります。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけます。併せて、建物の省エネ度合いを見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」を用いて、府内市町村や民間建築物へのESCO事業の普及促進を図りました。 | 505 | 2019 | ・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2018年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(近つ飛鳥博物館、国際会議場、警察署5署、府営公園5園)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。 ・3月に、「新・大阪府ESCOアクションプラン」の効果検証を行い、見直しを実施しました。 | ☆☆☆ | 概ね想定通りに実施しました。 | 今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間ビルへの普及啓発を図ります。 | 7 9 12 13 17 | |
| | | | | | | 2018 | ・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2017年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(高等学校6校、警察署5署、府営公園3園)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。 | ☆☆☆ | | | | |
| 2-1-6 | エコカーの普及促進 | 継続 | 2020年度までに府内の自動車の2台に1台(約180万台)をエコカーにすることを目標に、エコカーの普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。 | 「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。 | - | 2019 | ・エコカー展示会・試乗会10回(市町村との連携による開催分を含む) ・ホームページやメールマガジンによる情報発信 ホームページアクセス数 2.6万回 メールマガジン発行回数 15回 メールマガジン登録数 1,719名 【参考】府内におけるエコカー保有台数 156万台(2018年度)※2019年度台数は2020年12月確定予定 | ☆☆☆ | 「エコカー展示・試乗実施マニュアル」を活用し、市町村等におけるエコカー展示・試乗会の開催を促進しました。 大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、府内エコカー普及台数は、2020年度目標に向け、順調に推移しています。 | 2020年度目標の達成に向け、引き続き、大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、エコカーの普及促進に努めます。 | 3 7 9 11 13 14 17 | |
| | | | | | | 2018 | ・エコカー展示会・試乗会の開催 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 【参考】2018年度実績 ・エコカー展示会・試乗会 15回(市町村との連携による開催分を含む) ・メールマガジン発行回数 23回 | ☆☆☆ | | | | |
| 2-1-7 | 水素関連ビジネス創出基盤形成事業 | 継続 | 多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、次世代のクリーンなエネルギーとして注目されている水素エネルギーの普及を図ること。 | 「H ₂ Osakaビジョン(2015年度策定)」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進しました。 ・大阪の水素ショーケース機能の維持・発展のため、先進的な水素プロジェクトを展開する取組みを支援しました。 ・燃料電池(FC)バスの試乗会を開催し、FCバスの府内導入に向けた機運醸成を図るとともに、水素の普及に向けた啓発を行いました。 | 4,821 | 2019 | ・H ₂ Osakaビジョンの具体化に向けた研究会等の開催 7回 ・FCフォークリフトに係る関係事業者への周知 8回 ・FCバス試乗会の実施に向けた関係者会議の開催 5回 | ☆☆☆ | H ₂ Osakaビジョン推進会議を開催し、構成団体による取組を共有するとともに、万博において展開した水素活用策について意見交換等を行い、提案書案を作成しました。 また、小型FCフォークリフトの実証やFCバス試乗会を実施し、水素ショーケース機能の発展に大きく寄与しました。 水素・燃料電池関連施設見学ツアーを開催し、13企業が参加しました。 | H ₂ Osakaビジョン推進会議を継続的に運営し、新たな水素アプリケーションの創出や既存の水素関連機器・モビリティの導入促進を図ります。さらに、提案書の実現を目指し、万博協会や国、関係事業者等と広く連携していきます。 | 7 9 11 13 17 | |
| | | | | | | 2018 | ・H ₂ Osakaビジョンの具体化に向けた研究会等の開催 11回 ・FCフォークリフトに係る関係事業者への周知 8回 ・FCバス試乗会の実施に向けた関係者会議の開催 5回 【参考】2018年度実績 ・H ₂ Osakaビジョン推進会議及び同会議の研究会などの開催 14回 ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 9回 | ☆☆☆ | | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|--------|-----------------------|----------|--|---|---------|---------------------------------------|--|---|------|--|--|----------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 2-1-8 | おおさかスマートエネルギーセンターの運営 | 継続 | 「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。 | 大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 | 3,857 | 2019 | ・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 80件 ・省エネセミナーの開催・講演 45回 【参考】2017年度実績 ・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 122件 ・省エネセミナーの開催・講演 主催3回、講演56回 | ・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 119件 (省エネ診断24件、屋根貸し2件、水面貸し1件、講演マッチング2件、PF事業マッチング1件、まるサホ 50件、インシャルゼロ1件、低利クレジット38件) ・省エネセミナーの開催・講演 主催5件、講演23回 | ☆☆☆ | 府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取組んだ結果、府民・事業者等からの相談618件について対応する等、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。 | 引き続き、2014年3月に策定した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進など、エネルギーの地産地消を目指した様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施していきます。 | 7 13 14 |
| | | | | | | 2018 | ・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 90件 ・省エネセミナーの開催・講演 45回 【参考】2016年度実績 ・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 56件 ・省エネセミナーの開催・講演 主催5回、講演69回 | ・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 75件 ・省エネセミナーの開催・講演:主催3回、講演36回 | ☆☆☆ | | | |
| 2-1-9 | アドプトフォレスト制度による企業の森づくり | 継続 | 企業やNPO法人等の活動により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。 | 大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びました。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参加や意欲向上を図りました。 | - | 2019 | ・協定を結ぶ際の調印式、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式の実施 【参考】2017年度実績 ・新規参加事業者 0社 ・活動地追加 0社 ・協定更新事業者 7社 | 新規参加事業者2社、活動地追加2社、協定更新事業者4社 | ☆☆☆ | 新たに2社と協定を締結し、かつ、2019年度に協定期間の満期を迎える4社の協定を更新することで、活動の促進ができました。 | 事業者の参加の支援および参加事業者の活動継続・自立性の確保に努めます。 | 15 17 |
| | | | | | | 2018 | ・協定を結ぶ際の調印式、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式の実施 【参考】2016年度実績 ・新規参加事業者 1社 ・活動地追加 0社 ・協定更新事業者 2社 | 新規参加事業者2社、活動地追加0社、協定更新事業者1社 | ☆☆☆ | | | |
| 2-1-10 | 温暖化「適応」推進事業 | 継続 | 気候変動の身近な影響への「適応」について、府民・環境NPO等の理解を深めること。 | 環境NPO、市町村等を対象に、「適応」の理解を深め、啓発手法を学ぶ学習会を開催するとともに、環境NPOと協働して府民向けの各種啓発活動を実施しました。また、事業者を対象に気候変動による事業活動への影響と適応に関するセミナーを開催しました。 | 4,391 | 2019 | ・環境NPO、市町村向け学習会の実施 4回 ・適応に関する府民向け各種啓発活動の実施 4回 ・適応に関する事業者向けセミナーの実施 1回 | ・府民を対象に、クールスポット(あべのキューズモール)において、ヒートアイランド現象への「適応」に関して身近にできる取組みについての啓発イベントを実施。(1回参加者約 450名) ・環境NPOや市町村職員、温暖化防止活動推進員等を対象に、「適応」の普及に向けた学習会(適応塾)を実施(4回参加者131名) ・府民を対象に、府内4地域(北部・中部・南河内・泉州)において、地域特性にあわせたテーマの「適応」に関する啓発イベントを環境NPO等と協働して実施。(4回参加者合計523名) ・府内中小事業者を対象に、気候変動による事業活動への影響に対する「適応」を経営課題として捉え、気候変動によるリスク対応や新たなビジネス機会のきっかけを得ることを目的にセミナーを実施。(1回参加者合計64名) | ☆☆☆ | 概ね想定通り実施しました。 | 引き続き、府内における「適応」の普及を図るため、2020年度は以下の事業を実施します。 ・環境NPO、市町村向け学習会の実施 4回 ・適応に関する府民向け各種啓発活動の実施 4回 ・「適応」啓発取組事例集の作成 ・おおさか気候変動「適応」ハンドブックの改訂 | 12 13 17 |
| | | | | | | 2018 | ・環境NPO、市町村向け学習会の実施 4回 ・適応に関する府民向け各種啓発活動の実施 4回 ・適応に関する事業者向けセミナーの実施 1回 | ・府民を対象に、クールスポット(あべのキューズモール)において、ヒートアイランド現象への「適応」に関して身近にできる取組みについての啓発イベントを実施。(1回参加者約210名) ・環境NPOや市町村職員、温暖化防止活動推進員等を対象に、「適応」の普及に向けた学習会(適応塾)を実施(4回参加者81名) ・府民を対象に、府内4地域(北部・中部・南河内・泉州)において、地域特性にあわせたテーマの「適応」に関する啓発イベントを環境NPO等と協働して実施。(4回参加者合計280名) ・府内中小事業者を対象に、気候変動によるリスク対応や新たなビジネス機会のきっかけを得ることを目的にセミナーを実施。(1回参加者合計63名) | ☆☆☆ | | | |
| 2-1-11 | 猛暑対策の推進 | 2019より新規 | 猛暑による府民等への影響を軽減すること。 | 猛暑に「気づく」「学ぶ」「行動する」を府民に普及するため、環境省が提供している暑さ指数的活用促進や、暑さ対策に関するセミナー開催等を行いました。 | 1,137 | 2019 | ・可搬式電光表示パネルを活用した暑さ指数等の情報提供 ・暑さ対策セミナーの開催:4回 ・企業協賛による啓発物品を活用した暑さ対策の取組促進 | ・可搬式電光表示パネルを活用した暑さ指数等の情報提供 ・暑さ対策セミナーの開催:23回 ・企業協賛による啓発物品を活用した暑さ対策の取組促進 | ☆☆☆☆ | 暑さ対策セミナー等、関係機関や民間事業者と連携し、暑さ対策の普及啓発に取組み、取組指標以上の成果を得ました。 | 引き続き暑さ対策の推進に取り組みます。 | 12 13 17 |
| | | | | | | 2018 | | | | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|-----------------|--------------|-------|---|---|---------|---------------------------------------|--|---|-----|--|---|---|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| II-2 資源循環型社会の構築 | | | | | | | | | | | | |
| 2-2-1 | 循環型社会推進計画の推進 | 継続 | 2016年度に策定した大阪府循環型社会推進計画に定めた3Rや適正処理等に係る目標を達成すること。(目標年度:2020年度) | 府民、事業者、行政が連携・協働し、3Rや適正処理に取り組みました。また、新たに設定した『成果を実感できる指標』を活用し、府民、事業者、市町村といった各主体の取組みを促進しました。さらに、次期計画策定に向けた検討に着手しました。 | - | 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 以下の目標の実現に向けた取組みを実施する。(一般廃棄物) 2020年度に一般廃棄物の排出量を278万トン、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を403g/人・日に削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させ、最終処分量を32万トンに削減する。 (産業廃棄物) 2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させ、最終処分量を37万トンに抑制する。 【参考】 ○一般廃棄物 2016年度実績 排出量 : 307万トン 再生利用率: 13.8% 最終処分量: 36万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 : 448g/人・日 ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率: 31.8% 最終処分量: 38万トン ・大阪府環境審議会に循環型社会推進計画部会を設置し、国が公表する廃棄物処理法に基づく基本方針等を踏まえて、次期計画を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表 【参考】 ○一般廃棄物 2018年度実績 ◆目標 排出量 : 310万トン 再生利用率 : 13.3% 最終処分量 : 37万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量: 454g/人・日 ◆成果を実感できる指標 1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量: 504g/人・日 生活系ごみ分別排出率: 22.2% ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率: 5.1% 最終処分量: 11.8% ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン | ☆☆ | 府内市町村等との間で行った課題や取組に関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の廃棄物の適正処理を推進しました。また、一般廃棄物については、市町村において、食品ロスの削減やごみ減量の啓発、コンポストによる生ごみリサイクルの促進、リユース品の交換会等が実施され、府では「おおさか3Rキャンペーン」でマイバッグやマイボトルの利用の啓発等を実施しました。一般廃棄物の排出量、最終処分量については、2017年度に比べわずかに増加していますが、これは大阪府北部地震や台風21号の影響と考えられます。また、成果を実感できる指標についても、これらの影響で、1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量、最終処分量は2017年度に比べわずかに増加しています。 | 今後、計画に掲げた施策を推進し、施策の実施状況を把握して公表し、目標の達成に努めます。 | 3 4 6 8 9 11 12 13 14 17 |
| | | | | | | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に定める以下の目標の実現に向けた取組みを実施する。(一般廃棄物) 2020年度に一般廃棄物の排出量を278万トン、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を403g/人・日に削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させ、最終処分量を32万トンに削減する。 (産業廃棄物) 2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させ、最終処分量を37万トンに抑制する。 【参考】 ○一般廃棄物 2015年度実績 排出量 : 315万トン 再生利用率: 13.8% 最終処分量: 38万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 : 457g/人・日 ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率: 31.8% 最終処分量: 38万トン | <ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表 【参考】 ○一般廃棄物 2017年度実績 ◆目標 排出量 : 305万トン 再生利用率 : 13.4% 最終処分量 : 35万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量: 446g/人・日 ◆成果を実感できる指標 1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量: 504g/人・日 生活系ごみ分別排出率: 22.2% ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率: 5.0% 最終処分量: 11.5% ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン | ☆☆☆ | | | |
| 2-2-2 | 再生品普及促進事業 | 継続 | 資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業者を育成すること。 | 府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しています。2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しました。 | 115 | 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年1回(3月)認定を実施する。 【参考】2018年10月1日現在 ・認定製品数 265製品 うち、なにわエコ良品ネクストは66製品。 | <ul style="list-style-type: none"> 認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベントや商談会等に出席 ・新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行ったほか、メルマガ配信や新聞掲載、ちらしの作成・開架、ポスター掲示等広報手段の拡大に努めました。 ・年1回の認定を実施(2020年3月1日現在の認定製品数は257製品) | ☆☆☆ | 63製品(内、7製品はネクスト)を認定するとともに、府民へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。 | 認定製品の認知度の向上のため、さらに普及・PRの取組みを推進します。 | 4 8 9 12 |
| | | | | | | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、新規申請については年1回(3月)、再申請については年2回(10月、3月)の認定を実施する。 【参考】2018年1月1日現在の認定製品数は238製品。うち、なにわエコ良品ネクストは23製品。 | <ul style="list-style-type: none"> 認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出席 ・新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行ったほか、メルマガ配信や新聞掲載、ちらしの作成・開架、ポスター掲示等広報手段の拡大に努めました。 ・年2回の認定を実施(2019年3月1日現在の認定製品数は245製品) | ☆☆☆ | | | |
| 2-2-3 | 容器包装リサイクルの推進 | 継続 | 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。 | 第8期大阪府分別収集促進計画(2017~2021年度、2020年度目標:分別収集量:23万4千トン)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供を図りました。さらに、市町村と連携し、第9期大阪府分別収集促進計画(計画期間:2020~2024年度)を策定しました。 | 92 | 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。 【参考】2017年度分別収集量:16万5千トン ・第9期大阪府分別収集促進計画を策定する。 | <ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表。 ・分別収集量:16万2千トン(2019年度速報値) ・2019年11月に「第9期大阪府分別収集促進計画」を策定。 | ☆☆☆ | 市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画を推進しました。 | 引き続き、市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等に取り組みます。 | 8 11 12 |
| | | | | | | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。 【参考】2016年度分別収集量:16万5千トン | <ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表。 ・分別収集量:16万4千トン(2018年度実績) | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|-------|------------------------|----------|--|---|---------|---------------------------------------|--|---|-----|--|---|-------------------------------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| 2-2-4 | プラスチック対策推進事業 | 2019より新規 | 府では、2019年1月28日に大阪市と共同で「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチックの削減や3Rをさらに推進することとしており、国が策定する「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえて、事業者や府民の新たな取組を進めること。 | ①おおさかプラスチック対策推進ネットワーク(仮称)の運営 ・府内におけるさらなるプラスチックごみ対策を推進するため、事業者、有識者、市町村、NPO等による推進体制(おおさかプラスチック対策推進ネットワーク(仮称))を整備し、事業者の具体的な取組を検討しました。 ②府全域展開に向けた府民啓発 ・プラスチックごみ問題や最新の国内外の取組を紹介するシンポジウムを開催し、府民や事業者のプラスチックごみ対策の機運を醸成しました。 ・プラスチックごみ問題に関する府民にわかりやすい啓発資料(パネル、マイバッグ等)を作成し、府内の環境イベントや小売店等で啓発を行うとともに、その効果を確認しました。 | 2,129 | 2019 | ・対策推進ネットワーク(仮称)開催回数:2回 ・シンポジウム開催数:1回 ・府民啓発(環境イベント等):7回 | ・2019年7月に「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」を設置し、8月と12月に開催し、2020年2月に中間とりまとめ結果を公表。 ・2019年10月31日に「プラスチックごみ対策シンポジウム」を開催。(参加者:223人(定員200人)) ・プラスチックごみに関する啓発パネルを作成し、ロフト等々の9イベント、スーパー5店舗において府民啓発を実施。 | ☆☆☆ | プラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策について、ネットワーク会議で検討した他、シンポジウムやイベントを通じて、プラスチックごみ削減について府民啓発を実施しました。 | 2020年度も引き続きネットワーク会議を開催し、新たなプラスチックごみ対策を検討するとともに、2020年7月からのレジ袋有料化を踏まえて、マイバッグの普及など府民啓発を実施する。 | 4 8 9 11 12 14 17 |
| | | | | | | 2018 | | | | | | |
| 2-2-5 | 産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進 | 継続 | 事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。 | 事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。 | | 2019 | ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2017年度公表状況 産業廃棄物処理計画 233件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 239件 特別管理産業廃棄物処理計画 95件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件 | 処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。 【参考】2019年度公表状況 産業廃棄物処理計画 238件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 232件 特別管理産業廃棄物処理計画 94件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件 | ☆☆☆ | 事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進しました。 | 引き続き、処理計画及び実施状況報告の速やかな公表に努めます。 | 3 6 8 9 11 12 14 |
| | | | | | | 2018 | ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2016年度公表状況 産業廃棄物処理計画 233件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 220件 特別管理産業廃棄物処理計画 94件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 91件 | 処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。 【参考】2016年度公表状況 産業廃棄物処理計画 240件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 232件 特別管理産業廃棄物処理計画 98件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 89件 | ☆☆☆ | | | |
| 2-2-6 | 食品ロス削減対策の推進 | 継続 | 府内の食品ロス削減に向けて、事業者・府民の取組みを促進すること。 | ・「食品ロス削減ネットワーク懇話会」を継続し、情報共有や意見交換を行いました。 ・食品製造7事業者に対しアドバイザーを派遣し、課題をヒアリングの上、解決法を提案しました。 ・飲食店における食べ残しに着目し、実証事業を実施しました。 ・飲食店の食品ロス削減をテーマにセミナーを開催しました。 ・10月食品ロス削減月間において、市町村と連携し、イベント等で府作成のポスターやチラシ、リーフレットを用いたPRを実施しました。 ・10月30日の食品ロス削減の日には、パートナーシップ事業者6者と連携し、府内ショッピングセンターにおいてイベントを開催しました。 ・「家庭の食品ロス実態調査(2018年度)」で得られた結果等を活用したリーフレットを作成しました。 | 3,213 | 2019 | ・食品ロス削減キャンペーンの実施事業者数 5事業者 ・市町村による啓発事業数 10市町村 | ・食品ロス削減の日イベントを、パートナーシップ事業者6者と連携し、開催。 ・10月食品ロス削減月間に食品ロス削減の啓発を17市町が実施し、ホームページに掲載。また、藤井寺市については、府が実施した食品ロス削減の日イベントで連携。 ・イベント等で活用いただくため、府が作成した啓発媒体を、要望のあった26市町に配布。 | ☆☆☆ | 食品ロス削減キャンペーン、飲食店における食べ残しに着目した実証事業を実施するなど食品ロス削減の機運を醸成しました。 | 食品ロスは、流通の各段階においてさまざまな理由で発生していることから、今後も流通の段階別に施策を展開し、府域全体での機運醸成を図り、取組みの普及・拡大を目指します。 | 2 4 8 9 12 13 17 |
| | | | | | | 2018 | ・食品ロス削減賛同制度参加事業所数 500店舗 ・市町村啓発事業数 10市町村 | ・賛同制度については、当初想定していた店舗登録型の制度から内容を変更し、より事業者の取組みを促進し、府民に対して効果的な啓発を実施するための「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」を創設(H31.2)。3月末時点で3事業者をパートナーに決定。 ・食品ロス削減啓発用動画を作成し、市町村に配布し、4市町村が府民啓発等に活用。また、2017年度作成した啓発事例集は12市町村が活用。 ・小売業、外食産業等事業者と連携し、食品ロス削減キャンペーンを実施(10月、2月) ・10月の「環境にやさしい買い物キャンペーン」において、ポスターを掲示し府民啓発を実施。(参加店舗 739店舗) | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|-------|----------------|-------|--|--|---------|---------------------------------------|---|--|-----|--|---|------------------------------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 2-2-7 | PCB廃棄物適正処理の推進 | 継続 | PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内(高濃度は2020年度末まで、低濃度は2026年度末まで)の完全処分を目指すこと。 | <ul style="list-style-type: none"> 改正PCB特別措置法(2016年8月1日施行)により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 府が保有している小型コンデンサーや安定器等については、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北九州PCB処理事業所で、2015年度から計画的に処理を行いました。 中小企業等によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に提出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担する高濃度PCB廃棄物の処理費用を軽減しました。 | 119,552 | 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理進捗率 2019年9月末:95.6% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサー等の処理 4トン 【参考】 府内におけるPCB廃棄物の処理進捗率 94.5%(2018年9月末現在) 府保有の小型コンデンサー等の処理 4トン(2017年度実績) | <ul style="list-style-type: none"> JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2020年3月末: 94.6%(登録台数を2019年3月末に固定した場合の進捗率 2020年3月末: 98.8%) 府保有の小型コンデンサー等の処理 4トン | ☆☆☆ | 高圧機器等の処理及び府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサー等の処理は進捗しました。 | <ul style="list-style-type: none"> PCB特別措置法により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。 また、マスメディアやポスター等を活用した周知によりPCB保有が判明した事業者に対して、法に基づく届出等の指導を行います。 | 3 6 11 12 |
| | | | | | | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理進捗率 2018年9月末:95% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサー等の処理(JESCO北九州処理分)4トン 【参考】 府内におけるPCB廃棄物の処理進捗率 93%(2017年9月末現在) 府保有の小型コンデンサー等の処理 4トン(2016年度実績) | <ul style="list-style-type: none"> JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2019年3月末: 93%(登録台数を2018年3月末に固定した場合の進捗率 2019年3月末: 97%) 府保有の小型コンデンサー等の処理 5トン | ☆☆☆ | | | |
| 2-2-8 | 産業廃棄物の適正処理の徹底 | 継続 | 廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。 | <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。 産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のハトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。 2018年4月からの改正産業廃棄物処理法に基づく、「有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)」の届出については、これらを取り扱う業者への立入検査等により、届出や保管・処分の基準遵守を指導しました。 | 15,632 | 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中ハトロール等を実施 排出事業者への説明会の開催 3回程度 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2019年度実績 不適正処理件数 405件 | <ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中ハトロール等を実施 排出事業者への説明会の開催 3回 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2019年度実績 不適正処理件数 486件 | ☆☆☆ | 不適正処理は依然として多発しており、警察との連携等やハトロールの強化を図っています。不適正処理件数は近年漸増しています。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き不適正処理事業の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の普及な推進を図ります。 | 3 4 6 9 11 12 14 |
| | | | | | | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中ハトロール等を実施 説明会の開催 3回程度 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2018年度 不適正処理件数 350件 | <ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中ハトロール等を実施しました。 説明会の開催 3回 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2018年度 不適正処理件数 427件 | ☆☆☆ | | | |
| 2-2-9 | 廃棄物最終処分場の適正管理等 | 継続 | 廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。 | 大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。 | 106,080 | 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議 10回 堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,815検体 護岸被覆防食工事 30.1m 老朽化対策工事(排水路) 111m | <ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:12回) 堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事等を行いました。環境調査 年12回 1,855検体 護岸被覆防食工事 28.4m 老朽化対策工事(排水路) 0m(排水路より優先度が高い老朽化対策工事を実施したため、排水路工事は縮小しています) | ☆☆ | <ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。 | 3 11 12 14 |
| | | | | | | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議 10回 堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,846検体 護岸被覆防食工事 60.6m 老朽化対策工事(排水路) 111m | <ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:9回) 堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事等を行いました。環境調査 年12回 2,064検体 護岸被覆防食工事 65m 老朽化対策工事(排水路) 0m(台風21号による災害復旧工事を優先したため、老朽化対策工事は当初計画より縮小しています) | ☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGs ゴール |
|-----------------------|---------------------------------|----------|---|---|---------|---------------------------------------|---|---|-----|---|---|--------------------------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| II-3 全てのいのちが共生する社会の構築 | | | | | | | | | | | | |
| 2-3-1 | 天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを活用した普及啓発事業 | 継続 | 淀川に生息する天然記念物で種の保存法選定種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。 | (地独)大阪府立環境農水産総合研究所生物多様性センター(旧水生生物センター)において、センター内で生息域外保存しているイタセンバラを、2009年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川に放流し、野生復帰を試みました。過去5年間の調査では、放流した成魚が繁殖し、野生での定着が確認されています。2019年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除及び魚病に関する調査研究等を行うとともに、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催やイタセンバラの生体展示等を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図りました。 | - | 2019 | ・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、100人) 【参考】2017年度実績 ・出前講座(3回、122人) | ・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。 ・2013年にイタセンバラの公開放流を実施した水域では、自然繁殖により稚魚が約10,000尾確認され、生息域が広がっていることが確認されました。 ・生物多様性センターで開催した観察会において、71名とイタセンバラの生体観察を行うとともに、生物多様性の重要性を啓発しました。 ・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(22回実施)に延べ1,102名が参加しました。 | ☆☆☆ | イタセンバラの野生復帰の状態が引き続き維持され、野生復帰の取組を支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。 | 引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認等の調査研究、及び、府民を対象とした観察会の開催等、自然保護や生物多様性についての普及啓発を行います。 | 6 14 15 17 |
| | | | | | | 2018 | ・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、100人)、出前講座(2回、100人) | ・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。 ・2013年にイタセンバラの公開放流を実施した水域では、自然繁殖により稚魚が約20,000尾確認され、放流後最大の生息数となりました。 ・小学校の出前授業(2回実施)では71名とイタセンバラの生体観察を行うとともに、生物多様性の重要性を啓発しました。 ・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(21回実施)に延べ約1,200名が参加しました。 | ☆☆☆ | | | |
| 2-3-2 | 生物多様性保全のための普及啓発推進 | 継続 | 生物多様性の意義や重要性の理解促進を図るため、生物多様性に關する施設等との連携のもと、普及啓発を進めること。 | 生物と人との関わりや、生物多様性の重要性について、生物多様性関連施設のネットワークであるおおさか生物多様性施設連絡会など連携し、府民理解の促進に向けた生物多様性の普及啓発を進めるとともに、ポランティアなどの人材育成を進めました。また、国、市町村、関係機関とも連携し、特定外来生物連絡協議会などの場を活用し、特定外来生物の防除等に関する情報共有や研修会などを行い効果的な対策を進めました。 | 1,166 | 2019 | ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 2回 【参考】2017年度実績 ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 | ・おおさか生物多様性パートナー協定企業(5社)との生物多様性の普及啓発に係る意見交換会の開催(2回) ・おおさか生物多様性パートナー協定普及啓発冊子の作成 | ☆☆☆ | 生物多様性の認知度アップにつながる普及啓発ツールの整備ができました。 | 引き続き多様な主体との連携を進め、人材育成にも取り組んでいきます。また、特定外来生物への理解促進も進めていきます。 | 4 6 11 14 15 17 |
| | | | | | | 2018 | ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 2回 【参考】2016年度実績 ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 2回 | ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 ・教員等指導者向け生物多様性普及啓発冊子の改訂 ・特定外来生物ヒアリング注意喚起リーフレットの作成 ・外来生物普及啓発リーフレットの作成 | ☆☆☆ | | | |
| 2-3-3 | 日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業) | 継続 | 万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。 | NPO団体等との協働により、竹林や花壇、森林の整備を行うと共に、自然ガイドといった情報発信を行いました。(2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済。) | - | 2019 | 市民参加による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha | NPO団体との協働による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha | ☆☆☆ | 前年度に比べて人数の増減はありませんが、ほぼ同じ内容を実施しました。 | 引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。 | 4 15 |
| | | | | | | 2018 | NPO団体との協働による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha | NPO団体との協働による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha | ☆☆☆ | | | |
| 2-3-4 | 特定外来生物防除対策推進事業 | 2019より新規 | 府内において、サクラ、モモ、ウメなど主にバラ科の樹木に発生し枯死させる特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の被害が拡大する中、市町村における防除活動を促進すること。 | クビアカツヤカミキリの生態や防除方法等について、府内市町村をはじめ関係者等に周知するとともに、市町村の緊急的な調査及び防除活動をサポートしました。 | 1,672 | 2019 | ・市町村や施設管理者等を対象とした防除研修会の開催 6回程度 | ・市町村や施設管理者等を対象とした防除研修会の開催 2回 ・大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画の策定 ・クビアカツヤカミキリの生態や防除方法等についてのリーフレット・ポスターの作成 | ☆☆☆ | 特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除を推進するための計画や普及啓発ツールの整備ができました。 | 引き続き、市町村や施設管理者と連携し、クビアカツヤカミキリの防除を推進します。 | 4 6 11 14 15 17 |
| | | | | | | 2018 | | | | | | |
| 2-3-5 | 共生の森づくり活動の推進 | 継続 | 堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。 | 堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が在する大規模な「みどりの拠点」を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。 | 6,144 | 2019 | ・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・企業や府民による植栽面積 約1ha 【参考】2017年度実績 ・共生の森づくり活動への参加人数 1,615人/年 ・企業や府民による植栽面積 約1ha | ・参加人数:651人/年 ・企業や府民による植栽面積:約0.4ha | ☆☆ | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためイベントを中止したことにより、参加人数・植栽面積ともに想定を下回りましたが、多様な主体との協働による森づくり活動を推進できました。 | より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。 | 6 11 14 15 17 |
| | | | | | | 2018 | ・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・企業や府民による植栽面積 約1ha | ・参加人数:543人/年 ・企業や府民による植栽面積:約0.2ha | ☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール | |
|--|--------------------------|-------|---|---|---------|---|---|--|---|---|---|--------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | | | | 進捗 |
| II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ~良好な大気環境を確保するために~ | | | | | | | | | | | | |
| 2-4-1-1 | 大気汚染防止のための事業所規制 | 継続 | 事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。 | 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOX、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ改善指導を行いました。 また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設の稼働状況や排ガス測定結果の立入検査を行うとともに、事業者の点検結果等の報告を求め適正な指導を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガス等の測定を実施しました。 | 1,366 | 2019 | ・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・大阪府が所管する対象事業所のうち、規制基準が適用される特定施設・届出施設等を設置している事業所に対して規模に応じて立入検査を実施する。特に、総量規制対象、ダイオキシン対象事業所には全数立入検査を行う。 【参考】2017年度実績 ・立入検査をのべ573回実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 3事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・水銀濃度測定 2事業所 | ・規制基準が適用される特定施設・届出施設を設置している事業所に対して、立入検査をのべ406回実施(総量規制対象、ダイオキシン対象事業所には一部立入検査未実施。) ・各種法令に基づく事前届出について、基準適合等の審査を実施。 ・行政による排ガス等の測定を述べ10事業所で実施。 【参考】 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 3事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・水銀濃度測定 2事業所 | ☆☆☆ | アスベスト関連業務の増加に伴い、一部指標どりの取組みができませんでしたが、届出審査や立入検査等、大気汚染に係る事業所への指導を通じて、大気汚染防止に取り組みました。 | 引き続き事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導に取り組みます。 | 3 9 11 |
| | | | | | | 2018 | ・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・大阪府が所管する対象事業所のうち、規制基準が適用される特定施設・届出施設等を設置している事業所に対して規模に応じて立入検査を実施する。特に、総量規制対象、ダイオキシン対象事業所には全数立入検査を行う。 【参考】2016年度実績 ・701事業所への立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 6事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所 | ・規制基準が適用される特定施設・届出施設を設置している事業所に対して、立入検査をのべ423回実施 ※ダイオキシン対象事業所には全数立入検査を実施したものの、総量規制対象事業所には一部立入検査を実施できませんでした。 【参考】 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 4事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・水銀濃度測定 2事業所 ・水銀排出事業者の届出審査及び全数立入検査 | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-1-2 | 自動車NOx・PM総量削減計画の推進(計画管理) | 継続 | 窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、2013年6月に策定した自動車NOx・PM総量削減計画[第3次]に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、2020年度までに対策地域全体で二酸化窒素(NO ₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成すること。 | 関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進しました。 併せて、道路交通センサや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。 | 6,555 | 2019 | ・NO ₂ 、SPMIに係る大気環境基準の全局達成 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 ・NO ₂ 、SPMIに係る大気環境基準 全局達成(2017年度) ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx: 11,990トン、PM: 560トン(2017年度) | ・NO ₂ 及びSPMIに係る大気環境基準を全監視測定局で達成(2019年度) ・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx: 10,530トン、PM: 520トン(2018年度) ※2019年度実績は2020年12月推定予定 | ☆☆☆ (一部、2018年度のデータで評価) | 関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、2018年度はNOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減していることを確認しました。 | 2020年度目標の達成に向け、引き続き関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を推進します。 | 3 11 |
| | | | | | | 2018 | ・NO ₂ 、SPMIに係る大気環境基準の全局達成 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx: 12,550トン、PM: 590トン(2016年度) | ・NO ₂ 及びSPMIに係る大気環境基準を全監視測定局で達成(2018年度) ・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx: 11,990トン、PM: 560トン(2017年度) | ☆☆☆ (一部、2017年度のデータで評価) | | | |
| 2-4-1-3 | 流入車対策の推進 | 継続 | 府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。 改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務に違反する事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令するとともに氏名等を公表しました。 | 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を推進しました。「非適合車ゼロ宣言」のスローガンを掲げ、非適合車の根絶を目指して立入検査や指導を実施しました。 比較的適合率の高い自家用自動車対策として、出入りの多い施設管理者等と連携し、利用者への条例の周知を強化しました。 | 346 | 2019 | ・立入検査での検査台数 7,000台 (バス駐車場、卸売市場、展示場、工場等で実施) 【参考】 ・立入検査での検査台数 5,451台(2018年4月~12月) ・命令・公表 39件(2012年度~2018年12月) | 立入検査: 44回7,521台を検査(累計※877回、約68,500台) 命令・公表: 0件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度: 17%→2018年度: 0.4%) ＜参考＞命令・公表39件(2019年度末累計※) ※2008年度以降 | ☆☆☆ | 運送事業者や荷主等の協力により、規制の効果が発現していると考えられます。自家用自動車(白ナンバー)の立入検査を強化するとともに、非適合車の使用者等に対し改善指導を行い、対策を推進しました。 | 今後とも、事業者等への立入検査・指導の充実にも努めるとともに、自家用自動車(白ナンバー)への対策を強化します。また、「非適合車ゼロ宣言」を掲げ流入規制周知のための取組みを強化します。 | 3 9 11 |
| | | | | | | 2018 | ・立入検査での検査台数 6,000台 (バス駐車場、卸売市場、展示場、工場等で実施) 【参考】 ・立入検査での検査台数 4,940台(2017年4月~12月) ・命令・公表 37件(2017年12月末現在) | 立入検査: 53回7,056台を検査(累計※833回、約60,900台) 命令・公表: 2件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度: 17%→2017年度: 0.5%) ＜参考＞命令・公表39件(2018年度末累計※) ※2008年度以降 | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-1-4 | 光化学オキシダント・VOC対策の推進 | 継続 | 府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。 VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。 また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。 | 73 | 2019 | ・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC届出排出量 10,000トン/年(2016年度) ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請のべ364回(2017年度) | VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 VOC届出排出量 10,100トン/年(2018年度実績) 【参考】 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2019年度 のべ1,209回 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請 2019年度 のべ380回 | ☆☆☆ | 工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時には緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行うことにより、長期的には、排出量は概ね減少傾向で推移しています。 | 引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を着実に実施します。また、光化学スモッグ発令時には、被害未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行います。 | 3 11 | |
| | | | | | 2018 | ・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC届出排出量 9,900トン/年(2015年度) ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請のべ945回(2016年度) | VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 VOC届出排出量 10,200トン/年(2017年度実績) 【参考】 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2018年度 のべ1,307回 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請 2018年度 のべ456回 | ☆☆☆ | | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改進黨・今後の方向性 | 関連するSDGs ゴール |
|---------|---------------------------|-------|--|--|---------|---------------------------------------|--|--|-----|---|---|-----------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 2-4-1-5 | 微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と対策の検討 | 継続 | PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府内の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。 | 府管理の測定局25局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制を整備し運用しました。さらに、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行いました。 | 13,191 | 2019 | ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:19局、自排局:6局、うち成分分析:2局) | ・微小粒子状物質の濃度の連続測定 府所管局25局(国設局2局を含む)で通年実施(うち、一般局19局、自排局6局) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内2地点(年4回実施) | ☆☆☆ | 府管理25局で年間通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内2地点で成分分析を行いました。また、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信することにより、国の方針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。 | 引き続き、PM2.5の常時監視を着実に進め、濃度が高くなると予測される場合、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。また、効果的な削減対策を進めるために、発生源寄与の解明に取り組めます。 | 3 9 11 |
| | | | | | | 2018 | ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:20局、自排局:6局、うち成分分析:2局) | ・微小粒子状物質の濃度の連続測定 府所管局26局(国設局2局を含む)で通年実施(うち、一般局20局、自排局6局) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内2地点(年4回実施) | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-1-6 | 府有施設吹付アスベスト対策事業 | 継続 | 府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。 | アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。 | 225,643 | 2019 | ・アスベスト除去対策工場の実施 5施設 ・空気環境測定の実施 275箇所 【参考】2017年度実績 ・アスベスト除去対策工場の実施 4施設 ・空気環境測定の実施 284箇所 | ・アスベスト除去対策工場の実施 7施設 ・空気環境測定の実施 316箇所 | ☆☆☆ | アスベスト除去対策工事を7施設にて実施し、空気環境測定は316か所実施しました。 | 引き続きアスベスト除去工事及び空気環境測定を行ってまいります。 | 3 9 11 |
| | | | | | | 2018 | ・アスベスト除去対策工場の実施 8施設 ・空気環境測定の実施 274箇所 | ・アスベスト除去対策工場の実施 11施設 ・空気環境測定の実施 306箇所 | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-1-7 | アスベスト飛散防止対策等の推進 | 継続 | 府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。 | 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等の立入検査を行いました。また、「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている6月と12月に解体現場の府域一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーや関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策の周知の取組みの共有を行いました。 | 1,415 | 2019 | ・解体現場等の立入検査 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。) ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催 【参考】2017年度実績 ・届出161件、立入検査等604件 | ・届出対象解体現場へ飛散の恐れが少ない作業を除いて全数立入立件数106件(届出件数:168件) ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数297件 ・公定法による測定件数68件 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催。 ・石綿健康被害救済制度の円滑な運用 ※救済基金への拠出は2016年度で終了。 | ☆☆☆ | 届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未満の解体現場等へも建設リサイクル法の届出情報を利用して立入検査を計408件実施しました。また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト キックオフ宣言)の連名の増加を図り、適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。 | 3 9 11 | |
| | | | | | | 2018 | ・届出対象解体現場等への全数立入立検査 ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等へ立入立検査 ・測定義務があり、かつ実作業7日以上の工事における公定法による測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。) ・小規模の工事における迅速測定 ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催 ・石綿健康被害救済制度の円滑な運用 【参考】2016年度実績 ・届出121件、立入検査等639件 | ・届出対象解体現場へ飛散の恐れが少ない作業を除いて全数立入立件数106件(届出件数:160件) ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等への立入立検査件数294件 ・公定法による測定件数56件 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催。 ・石綿健康被害救済制度の円滑な運用 ※救済基金への拠出は2016年度で終了。 | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGs ゴール | |
|--|--------------|-------|--|---|---------|---------------------------------------|---|--|---------------|--|---|-------------------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | | | | 進捗 |
| Ⅱ-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ～良好な水環境を確保するために～ | | | | | | | | | | | | |
| 2-4-2-1 | 総量削減計画の進行管理 | 継続 | 府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。 | COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。また、同計画に基づく水環境の改善に向けた対策を推進する上で必要なデータを得るため、栄養塩等が滞留しやすい水域である湾奥部の高閉鎖性水域における調査を行いました。さらに、湾奥部の高閉鎖性海域における栄養塩類濃度の滞留状況や雨天時の流入負荷の実態、湾南部における栄養塩類濃度等の実態について調査を行いました。 | 1,238 | 2019 | ・2018年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。 【参考】 ・2016年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量 COD 46トン/日、T-N46トン/日、T-P2.8トン/日 | ・2018年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2018年度) COD 44t/日、T-N 45t/日、T-P 2.8t/日 | ☆☆☆ | 大阪湾に流入する負荷量が概ね減少傾向にあることを把握できました。 | 引き続き、負荷量の削減に向けた取組を進めるとともに、負荷量の把握を行います。 | 6 14 |
| | | | | | | 2018 | ・2017年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。 ・雨天時流入負荷の実態調査(大阪港西部)、栄養塩類の滞留状況の調査(大阪港南東部、堺奥北港北東部)、海水の流れの状況の調査(大阪港周辺等)を実施する。 【参考】 ・2015年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量 COD 48トン/日、T-N47トン/日、T-P3.0トン/日 | ・2017年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2017年度) COD 45t/日、T-N 45t/日、T-P 2.7t/日 ・雨天時流入負荷の実態調査(大阪港西部)、栄養塩類の滞留状況の調査(大阪港南東部、堺奥北港北東部)、海水の流れの状況の調査(大阪港周辺等)を実施したところ、大阪湾の湾奥部は栄養塩類の濃度が高く、場所によっては海水が滞留し、生物の生息に厳しい環境であることが確認された。 | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-2-2 | 水質汚濁防止の事業所規制 | 継続 | 水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。 | 法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。 | 4,922 | 2019 | ・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】2017年度実績 ・工場・事業所立入件数:659件、試料採取・分析件数:303件うち21件について改善を指導 | ・排水基準や構造基準が適用される事業場等の全てに対して、採水または立入検査をのべ468回実施(試料採取・分析件数:226件) | ☆☆☆ | 当初の目標どおり、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。 | 引き続き事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。 | 3 6 9 11 14 |
| | | | | | | 2018 | ・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】2016年度実績 ・工場・事業所立入件数:703件、試料採取・分析件数:300件うち31件について改善を指導 | ・排水基準や構造基準が適用される事業場等の全てに対して、採水または立入検査をのべ494回実施(試料採取・分析件数:229件) | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-2-3 | 生活排水対策の推進 | 継続 | 河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。 | 河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等へ技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。 | 74 | 2019 | ・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 【参考】2017年実績 8回 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 【参考】2017年実績 23回 【参考】生活排水適正処理率95.5%(2016年度末) | ・「市町村生活排水処理基本計画」の見直しに係るヒアリング 7回 ・生活排水対策に係る街頭啓発 5回 ・生活排水対策に係るイベントへの出展及びパネル展示 12回 ・2018年度(H30年度)末時点における生活排水適正処理率(汚水衛生処理率)は、96.1%であり、前年度から0.3%上昇 | ☆☆☆ | 生活排水適正処理率が向上し、イベントへの出展や街頭啓発の実施回数は目標を達成できました。 | 生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設整備促進に向けた技術的支援を引き続き行うことが重要です。 | 3 6 11 14 |
| | | | | | | 2018 | ・生活排水処理率の向上 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 10回 【参考】生活排水適正処理率95.5%(2016年度末) | ・生活排水適正処理率が2017年度末で95.8%と前年度より0.3ポイント上昇 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 25回 | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-2-4 | 浄化槽整備事業の推進 | 継続 | 生活排水対策やトイレの水流化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。 | 個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。 | 4,632 | 2019 | ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 10市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市 【参考】2017年度実績 ・個人設置型浄化槽 50基設置(11市町村にて実施) ・市町村設置型浄化槽 54基設置(5市にて実施) | ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 26基設置(9市町村) ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 31基設置(5市) | ☆☆☆ | 浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。 | 引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。 | 6 |
| | | | | | | 2018 | ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 4市 | ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 38基設置(10市町村) ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 26基設置(5市) | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|---------|-------------------------|----------|--|---|------------|---------------------------------------|--|--|-----|--|--|---------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| 2-4-2-5 | 豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進 | 継続 | 大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることに資豊かな大阪湾の創出を目指すこと。 | 「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進しました。また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。さらに、大阪湾再生推進会議(事務局、近畿地方整備局、国・府県・市等で構成)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。 | 1,215 | 2019 | ・大阪湾のフォトコンテスト入賞作品を各地で展示 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回 【参考】2018年度のイベントへの出展回数 6回 ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】2018年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると546地点で調査を実施 | ・フォトコンテスト入賞作品の巡回展示を大阪湾沿岸自治体(14自治体)関係施設で実施 ・フィッシングショー等のイベントへの出展 4回(新型コロナウイルスにより大阪湾フォーラムは延期となった。) ・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(36機関により一斉調査535地点) ・大阪府作成海ごみ啓発チラシの配付枚数5,992枚 ・大阪湾環境保全協議会作成海ごみすくろく大阪府出展イベントでの実施 延べ5日間 | ☆☆☆ | 大阪湾の水質の状況について把握できました。イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全について啓発できました。「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の推進、環境保全の啓発に取り組みます。 | 引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の推進、環境保全の啓発に取り組みます。 | 6 12 14 |
| | | | | | | 2018 | ・大阪湾の魅力を発掘・発信するためのフォトコンテストを実施 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 6回 【参考】2017年度のイベントへの出展回数 6回 ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】2017年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると547地点で調査を実施 | ・大阪湾の魅力を発掘・発信するためのフォトコンテストを実施し、入賞者表彰式を開催するとともに、入賞作品の巡回展示を南海なんば駅・関西国際空港・大阪府庁(本館・咲洲庁舎)で実施 ・鉄道事業者と協働し、エコツーリズムを実施(2回) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 6回 ・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(36機関により一斉調査546地点) | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-2-6 | 「豊かな大阪湾」の創出に向けた環境改善啓発事業 | 2019より新規 | 栄養塩類の滞留等課題の多い湾奥部において、民間公募による環境改善モデル施設の試験設置への補助や、この施設を活用したNPO等との連携により、大阪湾への愛着を高め、プラスチックごみなどの海ごみ削減等の環境配慮行動を促進すること。 | 簡易エコ履庫、浅場創出等の湾奥部における環境改善モデル施設を民間事業者から公募し、施設の整備に係る費用の補助を行いました。また、環境NPO等と連携し、環境改善モデル施設や大阪湾フォトコンテストで発掘した湾内の魅力スポットを巡る環境学習のエコツアーを開催しました。 | 3,643 | 2019 | ・環境改善モデル施設2施設を民間公募し、設置 ・NPO等と連携した大阪湾魅力スポットを巡るエコバスツアーを2回開催 ・鉄道会社と連携したエコウォークツアーを2回開催 | ・環境改善モデル施設の民間公募 2件設置(浜寺水路、泉大津旧港) ・NPO等と連携した大阪湾魅力スポットを巡るエコバスツアー 2回開催(8月、11月) ・鉄道会社と連携したエコウォークツアー 2回開催(5月、11月) ・大阪湾の魅力スポットをめぐる10コースを取めた「大阪湾魅力ウォークマップ」を作成し地元市町村等に配布 | ☆☆☆ | 民間事業者や関係機関と連携し、大阪湾の環境改善につながる事業が展開できました。 | 事業実施で得られた知見やネットワークを活かして、より効率的・効果的な啓発に取り組みます。 | 6 14 |
| | | | | | | 2018 | | | | | | |
| 2-4-2-7 | 大阪湾漁場環境整備事業 | 継続 | 貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している海域に攪拌ブロック礁を設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。 | 岸和田市～泉佐野市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚類類の生育環境の向上を図りました。 | 78,447 | 2019 | ・攪拌ブロック礁を泉佐野市沖に設置し、1.32haの漁場環境整備を実施 【参考】2018年度実績 ・攪拌ブロック19基を泉佐野市沖に設置し、0.76haの漁場環境整備を実施 | ・攪拌ブロック礁を泉佐野市沖に設置し、1.32haの漁場環境整備を実施 | ☆☆☆ | 予定の基数は計画どおり実施できました。 | 引き続き調査を行い、造成漁場の整備効果を把握します。 | 6 14 |
| | | | | | | 2018 | ・攪拌ブロック礁を岸和田市沖に設置し、1haの漁場環境整備を実施 | ・攪拌ブロック礁を岸和田市沖に設置し、1haの漁場環境整備を実施 | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-2-8 | 流域下水道事業の推進 | 継続 | 流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。 | 大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。 | 31,483,824 | 2019 | ・下水道普及率の向上 【参考】2017年度末現在 下水道普及率 96.3% ・施設整備内容 合流式下水道の改善 3箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 42箇所 (うち、水みらいセンター14箇所、ポンプ場28箇所) | ・下水道普及率の向上 【参考】2018年度末現在 下水道普及率 96.5% ・施設整備内容 合流式下水道の改善 3箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 42箇所 (うち、水みらいセンター14箇所、ポンプ場28箇所) | ☆☆☆ | 2018年度末における下水道普及率は、前年度から0.2%増加し、96.5%となりました。また、当初の計画どおり、施設整備を実施しました。 | 引き続き、下水道普及率の向上及び下水道の機能維持に取り組みます。 | 6 |
| | | | | | | 2018 | 下水道普及率の向上 【参考】2016年度末現在 下水道普及率 96.1% 施設整備内容 合流式下水道の改善 2箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 34箇所 (うち、水みらいセンター12箇所、ポンプ場22箇所) | 下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率96.3%(2017年度末現在) 施設整備内容 寺島貯留施設(合流改善施設)、小阪合ポンプ場(分合流切り離し)を整備中。 川俣水みらいセンター他(監視制御設備更新)、桑才ポンプ場他(雨水ポンプ設備更新)を整備中。(水みらいセンター12箇所、ポンプ場18箇所) | ☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGs ゴール |
|--|------------------------------|-------|-------------------------------------|--|---------|---------------------------------------|--|--|---------------------------|--|--|-------------------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| Ⅱ-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ~ 化学物質のリスク管理を推進するために ~ | | | | | | | | | | | | |
| 2-4-3-1 | 環境リスクの高い化学物質の排出削減 | 継続 | 化学物質に係る環境リスクを低減すること。 | 環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。 また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。 | 242 | 2019 | ・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】2017年度実績 排出量等の届出件数: PRTR法1,539件、条例1,303件 環境リスクの高い化学物質の排出量11,130トン(PRTR法対象物質4,360トンを含む) (2016年度) | ・排出量等の届出件数: PRTR法1,469件、条例1,257件 ・環境リスクの高い化学物質の排出量11,412トン(PRTR法対象物質4,191トンを含む)(2018年度実績) ・「化学物質の排出削減に向けた取組事例集」を作成 | ☆☆☆ (一部、2018年度のデータで評価) | PRTR法及び府条例の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し、指導・助言を行うことにより、化学物質の排出削減に向けた事業者の取組みを一層促進しました。 | 引き続き、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び府条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行います。 | 3 6 9 11 12 |
| | | | | | | 2018 | ・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】 PRTR法に基づく届出件数 1,587件(2016年度) 条例に基づく届出件数1,322件(2016年度) 環境リスクの高い化学物質の排出量10,866トン(PRTR法対象物質4,169トンを含む) (2015年度) | ・排出量等の届出件数: PRTR法1,484件、条例1,264件 ・環境リスクの高い化学物質の排出量11,331トン(PRTR法対象物質4,267トンを含む)(2017年度実績) | ☆☆☆ (一部、2017年度のデータで評価) | | | |
| 2-4-3-2 | 大規模災害における化学物質による環境リスク低減対策の推進 | 継続 | 大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の管理の強化を図ること。 | 事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めています。 届出された計画書に沿って対策が行われていくよう進捗状況を把握するとともに、引き続き、立入検査等により対策推進の指導を行いました。 さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策手法や事例等について情報提供を行うことにより対策の検討・実施を促進してまいりました。 また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。 | - | 2019 | ・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の管理の強化を促進 【参考】2017年度実績 ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数495件(2017年度までの累計) ・立入検査実施件数 87件 | ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数:521件(2019年度までの累計) ・立入検査件数:59件 | ☆☆☆ | 届出された計画の進捗状況を把握するとともに、立入検査等により対策の実施を指導しました。さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策の検討・実施を働きかけました。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、市町村消防部局に対し、事業者の化学物質取扱情報を提供しました。 | 引き続き、事業者への対策推進の指導等を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取扱情報の提供を行います。 | 3 6 11 12 |
| | | | | | | 2018 | ・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の管理の強化を促進 【参考】2016年度実績 ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数157件(2014から2016年度までの累計:486件) ・立入検査実施件数 102件 | ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数:513件(2018年度までの累計) ・立入検査件数:98件 | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|---------|-------------------------|-------|--|--|-------------|---------------------------------------|--|---|-----|---|--------------------------------------|-------------------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| 2-4-3-3 | 大阪エコ農業の推進 | 継続 | 農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和と農業経営面(採算性)に留意した大阪エコ農業を推進すること。 | <p>化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しています。2017年度からは「農薬・化学肥料(テッポウ不使用)」の認証区分を追加しました。また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。(地球温暖化や生物多様性に効果の高い取組みの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 炭素貯留効果の高い堆肥の使用:カバークロップの作付け(水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする)等 化学合成農薬や化学肥料を全く使わない有機農業:生物農薬の使用等 農薬使用量の低減:捕食性カブリダニ類や飛ばないテントウムシなどの天敵活用等 | 17,732 | 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪エコ農産物認証面積:569ha 【参考】2017年度実績 大阪エコ農産物認証面積:563ha | 認証面積:517ha 認証件数:4,807件 | ☆☆ | 大阪エコ農産物認証制度を推進し、新規参入者も増えたが、2018年の台風被害により、認証面積、認証件数ともに2018年度より減少した。 | 引き続き環境負荷等の軽減した技術の啓発に努めます。 | 2 3 12 17 |
| | | | | | | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪エコ農産物認証面積:563ha 【参考】2016年度実績 大阪エコ農産物認証面積:556.7ha | 認証面積:529ha 認証件数:4,903件 | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-3-4 | 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進 | 継続 | 化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。 | <p>化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進を図りました。</p> | 242 【再掲】 | 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の促進に努める。 【参考】2017年度実績 化学物質対策セミナー:1回開催(501人参加) | 化学物質対策セミナー開催:1回(403人参加) | ☆☆☆ | 化学物質対策セミナーにおいて、リスクコミュニケーションに関する講演を行い、リスクコミュニケーションの重要性等について事業者の理解を深めることができました。 | 引き続き、府民・事業者・行政の対話の推進に努めます。 | 3 4 6 11 12 |
| | | | | | | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の促進に努める。 【参考】2016年度実績 化学物質対策セミナー:1回開催(372人参加) | 化学物質対策セミナー開催:1回(399人参加) | ☆☆☆ | | | |
| 2-4-3-5 | 土壌・地下水汚染対策の推進 | 継続 | 土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。 | <p>土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、2019年4月に施行された改正土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。</p> | 254 | 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】2017年度実績 形質変更届出件数:42件 調査結果報告件数(法・条例・自主):9件 | 土壌汚染状況調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。 | ☆☆☆ | 報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。 | 今後も引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。 | 3 6 |
| | | | | | | 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】2016年度実績 形質変更届出件数:45件 調査結果報告件数(法・条例・自主):8件 | 土壌汚染状況調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。 | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGs ゴール |
|----------------------|--|--|--|---|---------|---------------------------------------|--|---|-----|--|---|----------------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進 | | | | | | | | | | | | |
| 3-1 | 「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進 | 継続 | 都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層前に進めていくため、部局連携による取組みを進め、民間主体の面的・線的なみどりのまちづくりの促進等により、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。 | 街区や沿道の一區間で民間事業者や地域住民が取り組む、緑陰や府民が憩える緑化空間の整備を促進します。施策の実施にあたっては、市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、取り組みました。 | 17,102 | 2019 | ・実感できるみどりづくり事業 「実感・みどり事業者」が行う緑陰等及び緑化促進活動 5地区 みどりの風促進区域での地域の緑化プラン策定、緑化施設の整備 4地区 ・緑化活動支援事業 4地区 ・良好な緑陰づくり支援事業 120箇所 ・みどりの空間づくり事業 2箇所 ・マイツリー事業 50本植栽 | ・「実感・みどり事業者」が行う、緑陰や府民が憩える緑化施設の整備など 0地区 ・みどりの風促進区域で地域単位の緑化プラン策定、緑化施設の整備など 0地区 ・緑化活動支援事業 2地区 ・良好な緑陰づくり支援事業 4箇所 ・みどりの空間づくり事業 4箇所 ・マイツリー事業 43本植栽 | ☆☆ | 府HP及び各種関係団体、業界紙などで事業PRを実施したが、応募件数が想定より少なかった。なお、計6地区において、新たなみどりが創出がされました。 | 引き続き、府HPにより事業内容の周知を図るとともに、建設事業者、ビルオーナーなどの様々な民間団体を訪問し、事業内容を周知。また、市町村の開発窓口を通じて開発事業者等に事業の周知を呼びかけるなど、民間企業等に広く周知を図ること、応募件数の増加を目指す。 | 11 13 14 17 |
| 2018 | ・実感できるみどりづくり事業による緑化促進 「実感・みどり事業者」が行う緑陰等及び緑化促進活動 6地区 ・みどりの風促進区域での地域の緑化プラン策定、緑化施設の整備 4地区 【参考】2016年度実績 ・実感できるみどりづくり事業による緑化促進 「実感・みどり事業者」が行う緑陰等及び緑化促進活動 3地区 緑化整備面積 2,874m ² 緑化促進活動面積 393,200m ² | ・「実感・みどり事業者」が行う、緑陰や府民が憩える緑化施設の整備等 1地区 ・みどりの風促進区域で、地域単位の緑化プラン策定、緑化施設の整備等 5地区 | ☆☆ | | | | | | | | | |
| 3-2 | 子育て施設木のぬくもり推進事業 | 2019で終了 | 保育所や幼稚園の子育て施設の床や壁といった内装の木質化を進めることで、木材利用を促進し、木質化の効果をPRするとともに、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進を図ること。 | 内装の木質化を実施する幼稚園及び認可保育所(認定こども園を含む)に対して補助を行いました。子どもの育成環境に良い効果を与え、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進を図るとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な森林環境の保全につながりました。 | 55,019 | 2019 | ・子育て施設の内装木質化 65施設 【参考】2017年度実績 ・子育て施設の内装木質化 31施設 | 子育て施設の内装木質化 31施設 | ☆☆☆ | 2016～2019年度合計131施設において実施した木質化を通して、「木育」の促進を実現しました。 | - | 4 15 |
| 2018 | ・子育て施設の内装木質化 43施設 【参考】2016年度実績 ・子育て施設の内装木質化 38施設 | 子育て施設の内装木質化 31施設 | ☆☆☆ | | | | | | | | | |
| 3-3 | 府道緑化事業 | 継続 | 都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理を行い、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。 | 倒木しにくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路樹空間の形成を行いました。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。 | 833,717 | 2019 | ・街路樹の更新・補植 高木:500本 低木:15,970本 【参考】2017年度実績 ・街路樹の更新・補植 高木:285本 低木:約8,900本 | ・街路樹の更新・補植 高木:268本 低木:3,599本 (必要箇所(老朽化・大木化)の街路樹は更新済み) 【参考】2018年度実績 ・街路樹の更新・補植 高木:264本 低木:約8,157本 | ☆☆☆ | 樹木剪定・除草等の維持管理作業と合わせ、必要箇所の街路樹更新を実施し、適切な道路環境の維持管理を実施した。 | R2.3月作成の都市樹木再生指針(案)に基づき、老朽化・大木化した街路樹を中心に根上がり等の通行支障となる街路樹等の更新を継続して進めます。 | 11 13 15 |
| 2018 | ・街路樹の更新・補植 高木:810本 低木:1,720本 【参考】2016年度実績 ・街路樹の更新・補植 高木:426本 低木:約9,800本 | ・街路樹の更新・補植 高木:264本 低木:8,157本 【参考】2017年度実績 ・街路樹の更新・補植 高木:285本 低木:約8,839本 | ☆☆☆ | | | | | | | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|-----|----------------------|-------|---|--|---------|---------------------------------------|--|---|------|---|--|-------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| 3-4 | 美しい景観づくり推進事業 | 継続 | 「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通して、良好な景観形成を図ること。 | 「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施し、良好な景観形成を図りました。また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通して、府民等の景観に対する関心づくりに取り組み、良好な景観形成につなげました。 | 657 | 2019 | ・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 ・「大阪都市景観建築賞」の実施 | ・2020年3月に大阪美しい景観づくり推進会議の総会を開催しました。(※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い書面での開催とし、講習会の開催は見送りました。) ・大阪都市景観建築賞では、府民、市民から景観上優れた「建物」、「建物を中心としたまちなみ」を推薦してもらい、その中から周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れたものを表彰すること等により、個性と風格のある都市景観の形成に寄与するとともに、都市景観に対する意識の高揚を図りました。 | ☆☆☆ | 年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。 | 今後も引き続き、取組みを継続します。 | 11 |
| | | | | | | 2018 | ・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 ・「大阪都市景観建築賞」の実施 | ・2019年3月に大阪美しい景観づくり推進会議の総会・講習会を実施しました。 ・大阪都市景観建築賞では、府民、市民から景観上優れた「建物」、「建物を中心としたまちなみ」を推薦してもらい、その中から周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れたものを表彰すること等により、個性と風格のある都市景観の形成に寄与するとともに、都市景観に対する意識の高揚を図りました。 | ☆☆☆ | | | |
| 3-5 | 指定文化財等の保全・活用と次世代への継承 | 継続 | 大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。 | 大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。 | 12,235 | 2019 | ・文化財指定、登録の推進 6件 ・文化財保存修理等補助事業 10件 【参考】2017年度実績 ・文化財指定、登録の推進 52件 ・文化財保存修理等補助事業 14件 | ・文化財の指定、登録の推進 35件 ・文化財保存修理等事業 15件 | ☆☆☆☆ | 文化財指定、登録では想定を大きく上回る成果を得ることができました。補助事業についても想定以上の成果を得ました。 | 引き続き指定、登録を推進し、修理等の補助事業を実施することにより、文化財の保存に努めます。 | 11 |
| | | | | | | 2018 | ・文化財指定、登録の推進 6件 ・文化財保存修理等補助事業 10件 【参考】2016年度実績 ・文化財指定、登録の推進 64件 ・文化財保存修理等補助事業 13件 | ・文化財指定、登録の推進 41件 ・文化財保存修理等補助事業 20件 | ☆☆☆☆ | | | |
| 3-6 | 騒音・振動の防止 | 継続 | 工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。 | 幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけました。また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。 | 10,341 | 2019 | ・自動車騒音調査の実施 10町村域 (自動車騒音に係る環境基準の達成率:94.1%(2016年度)) ・航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) ・市町村研修会の開催 3回 【参考】2017年度実績 ・自動車騒音調査の実施 10町村域 ・航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) ・市町村研修会の開催 3回 | ・自動車騒音調査について10町村域で実施【参考】幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向(2018年度 94.5%(評価戸数877千戸)) ・航空機騒音の測定について 大阪国際空港周辺では、5地点のうち、2地点で環境保全目標を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境保全目標を達成 ・市町村研修会の開催 3回 | ☆☆☆ | 幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は、緩やかな改善傾向。航空機騒音の環境保全目標達成状況についても計画通り把握し、関係機関に対策の推進を図りました。 | 引き続き環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。 | 9 11 |
| | | | | | | 2018 | ・自動車騒音調査の実施 10町村域 (自動車騒音に係る環境基準の達成率:94.1%(2015年度)) ・航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) ・市町村研修会の開催 3回 ・子ども施設環境配慮手引書活用セミナーの開催 1回 【参考】2016年度実績 ・自動車騒音調査の実施 10町村域 ・航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) ・市町村研修会の開催 3回 ・子ども施設と地域との共生シンポジウムの開催 1回 | ・自動車騒音調査について10町村域で実施【参考】幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は横ばい(2017年度 94.1%(評価戸数877千戸)) ・航空機騒音の測定について 大阪国際空港周辺では、5地点のうち、1地点で環境保全目標を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境保全目標を達成 ・市町村研修会 年間3回開催 ・「子ども施設環境配慮手引書」の活用事例のHP開設 | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|------|---|--|--|---|---------|---------------------------------------|---|--|-----|---|---|---------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 3-7 | 沿道環境改善事業 | 継続 | 府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。 | 環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。 | 180,132 | 2019 | ・予定路線:国道170号、大阪臨海線 等 【参考】2017年度実績 国道170号、大阪臨海線、大阪中央環状線 等 | 大阪中央環状線、枚方交野寝屋川線 等 | ☆☆☆ | 2019年度は2.3万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。 | 今後も引き続き、取組みを継続します。 | 11 |
| 2018 | ・予定路線:国道479号、大阪中央環状線 等 【参考】2016年度実績 国道170号、大阪高槻京都線、京都守口線、大阪中央環状線 等 | ・国道423号、大阪中央環状線 等 | ☆☆☆ | | | | | | | | | |
| 3-8 | クールスポットモデル拠点推進事業 | 2019で終了 | 屋外空間における夏の屋間の暑熱環境を改善すること。 | 府域におけるクールスポットの増加を目指し、モデルとなるクールスポットを整備する事業を民間事業者から公募し、緑化と併せ、遮熱塗装やミスト発生器等の整備に係る費用の補助を行いました。 | 18,012 | 2019 | ・新たなクールスポットの創出 7件 【参考】2017年度実績 ・クールスポットの創出 1件 難波センター街商店街(大阪市中央区) | モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を実施し(応募8事業)、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて6事業を採択し、クールスポットを整備。 ・株式会社新福ごちそうビルクールスポット整備事業(大阪市阿倍野区)地 | ☆☆☆ | 採択された6事業について、新たなクールスポットモデルとして整備が完了しました。 | ・本事業で整備されたクールスポットモデルを参考に、民間事業者等による府内のクールスポットの普及に繋げます。 | 9 11 13 |
| 2018 | ・新たなクールスポットを創出 2件 | モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を実施し(応募1事業)、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて1事業を採択し、クールスポットを整備。 ・大阪経済大学クールスポット整備事業(大阪市東淀川区) | ☆☆ | | | | | | | | | |
| 3-9 | 悪臭防止規制指導に関する市町村支援 | 継続 | 悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。 | 市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。 そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得を支援しました。 なお、近年の悪臭苦情は工場から発生する様々な匂い物質のほか、飲食店等から発生する様々な匂い物質が入り混じったいわゆる複合臭の事例が多いことから、これまでの特定悪臭物質規制に代わり、府民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい「臭気指数規制」を市町村が導入するよう、情報提供などの支援を実施しました。 | 11 | 2019 | ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回 【参考】2017年度実績 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回 | ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(10月18日) | ☆☆☆ | 市町村職員対象の研修会を開催(26市町村参加し、9割の参加者が「参考になった」と内容を評価するなど、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。 | 今後も引き続き、規制権限を持つ市町村への技術的支援の取組みを継続します。 | 3 11 |
| 2018 | ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回 【参考】2016年度実績 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回 | ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(10月12日) | ☆☆☆ | | | | | | | | | |
| 3-10 | 地盤沈下対策に係る規制指導 | 継続 | 地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。 | 工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。 また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計15箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。 | 3,186 | 2019 | ・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 15箇所 【参考】2017年度末時点 ・工業用水法に基づく許可件数 77件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,347件 | ・地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づく許可に係る審査を行うほか、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。また、地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。 【参考】 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) ・工業用水法に基づく許可を受けている井戸の件数 77件 ・地下水採取量報告徴収件数 1,421件 | ☆☆☆ | 許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。 | 今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。 | 11 |
| 2018 | ・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 15箇所 【参考】2016年度末時点 ・工業用水法に基づく許可件数 77件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,404件 | ・地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づく許可に係る審査を行うほか、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。また、地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。 【参考】 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) ・工業用水法に基づく許可を受けている井戸の件数 76件 ・地下水採取量報告徴収件数 1,353件 | ☆☆☆ | | | | | | | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGs ゴール | |
|-----------------|-----------------------|-------|--|---|---------|---------------------------------------|--|--|---------------|---|---|--------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | | | | 進捗 |
| IV 施策推進に当たっての視点 | | | | | | | | | | | | |
| 4-1 | 新エネルギー産業電池関連創出事業 | 継続 | 大阪・関西の電池関連産業(蓄電池、水素・燃料電池等)のポテンシャルを活かし、技術力ある府内中小企業等による研究開発や実証実験などの取組みを支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。加えて、エネルギー産業の進展と密接な関わりを持つAI、IoT、ロボットなど第4次産業革命関連ビジネスについても、実証実験に伴う実証場所・モニター等の調整や実施に係る経費などを支援することで、商品化・事業化に向けた課題解決や検証等を後押しし、事業化に向けた精度を高め、新エネルギー関連及びAI・IoT関連ビジネス等における大阪企業のビジネスチャンスにつなげる。 | 府内企業に対する開発支援補助 府内企業が取り組む、電池や電池の材料、電池関連装置、蓄電池を活用したロボットをはじめとする製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助しました。 府内で実施する実証実験補助 AI、IoTや新エネルギー関連技術の実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助しました。 | 20,420 | 2019 | ・採択企業毎に2回以上/年のフォロー ・製品化1件以上/年 | ・採択企業毎に2回以上/年のフォロー ・製品化なし | ☆☆ | 採択企業へ企業訪問し、技術的な助言を行いました。また、開発後には、中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業を活用して、大手・中堅企業への技術提案をコーディネートするなど、採択企業へのフォローを実施しました。 | 引き続き、電池(蓄電池、水素・燃料電池等)や電池を活用した製品等の開発や、府内における実証実験等にかかる経費を補助し、大阪企業のビジネスチャンスづくり等につなげます。 | 7 9 |
| | | | | | | 2018 | 採択企業毎に2回以上/年のフォロー | 採択企業毎に2回以上/年のフォロー | ☆☆☆ | | | |
| 4-2 | 中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業 | 継続 | 成長が期待されているスマートエネルギー分野で、府内中小・ベンチャー企業の優れた技術力を活かしていくため、オープンイノベーションの各種コーディネートを通じ、参入を目指す意欲的な中小・ベンチャー企業の支援を行うことで、この分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。 | 【オープンイノベーションのコーディネート】 ・スマートエネルギー関連の大手・中堅企業(パートナー企業)で構成するプラットフォーム「大阪スマートエネルギーパートナーズ」を運営。中小・ベンチャー企業の技術提案をパートナー企業につなげることで、オープンイノベーションをコーディネートしました。 ・企業ネットワークやスマートエネルギー関連技術の知見を有する専門アドバイザー等がパートナー企業の技術ニーズを聞き取り、中小企業等の技術提案につなげるクローズド型のコーディネートに加え、フルオープン型やセミオープン型のニーズ説明会を開催するなどコーディネート手法を多様化しました。 ・スマートエネルギー分野に関する技術力を有する中小企業や、同分野への参入をめざす中小企業を集中的かつ継続的に支援するための仕組み(プラットフォーム)として「おおさかスマエネイダストリーネットワーク」を設置し、中小企業の強みや技術シーズを把握の上、技術ニーズを持つ大手・中堅企業とのビジネス機会や中小企業間での交流の場を創出することにより、中小企業の新規参入やビジネス拡大に繋げました。 | 1,419 | 2019 | ・企業訪問件数 100件/年 ・おおさかスマエネイダストリーネットワークの登録数 100件 | ・企業訪問件数 270件 ・おおさかスマエネイダストリーネットワークの登録数 163件 | ☆☆☆☆ | セミナーやビジネス交流会を開催し、先進的な取組事例についての講演や、企業間交流会を実施しました。また、スマートエネルギー分野で意欲ある中小企業等を対象としたセミナー、技術提案講座を実施しました。加えて、中小企業が有する高い技術力と、水素ステーション構成機器メーカー等が求める「新技術ニーズ」とのマッチングを図る「水素関連産業新技術ニーズ説明会」を開催しました。プラットフォーム登録者数も増え、ビジネス機会等の創出の場の充実を図ることができました。 | 中小企業の新エネルギー関連分野への参入を一層促進するため、セミナー開催や新技術ニーズ説明会を実施するとともに、オープンイノベーション等により、技術ニーズとシーズのマッチングを支援し、中小企業のビジネス拡大につなげます。さらに、技術シーズを紹介する広報ツールを作成し、効果的なマッチングを図ります。また、企業訪問等を通じ、企業フォローを実施します。 | 8 |
| | | | | | | 2018 | 企業訪問件数 100件/年 | 企業訪問件数 185件/年 | ☆☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|-----|---------------------------------|-------|---|--|---------|---------------------------------------|--|---|-----|---|--|--|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| 4-3 | 市町村への権限移譲における技術的支援 | 継続 | 府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、「大阪発“地方分権改革”ビジョン改訂版」(2017年3月)に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。 | 府から移譲する権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受け入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行いました。 | - | 2019 | 市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施 5回程度 【参考】2017年度実績 ・市町村連絡会議の開催 5回 ・研修生の受け入れの実施 ・実務研修の実施 8回 | ・市町村連絡会議を開催(3回) ・泉佐野市からの研修生を受け入れ(2名) ・研修会を実施(7回) | ☆☆☆ | 法令研修に加え事例研修やグループワークの実施、研修生の受け入れなどを行いながら、スムーズな権限移譲とフォローができました。 | 既に規制権限等の移譲を受けている市町村に対しては、実務研修等により具体的なフォローを行います。また、今後、新たに移譲を受け入れる市町村についてはガイダンスや研修生の受入などによりスムーズな権限移譲に努めます。 | 3 9 11 |
| | | | | | | 2018 | 市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施 5回程度 | ・市町村連絡会議を開催(2回) ・寝屋川市からの研修生を受け入れ(2名) ・研修会を実施(7回) | ☆☆☆ | | | |
| 4-4 | 関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全) | 継続 | 関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。 | 地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成の推進」の取組みを実施しました。 | 16,185 | 2019 | 広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進める。 (再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進) ・再生可能エネルギーの導入促進 ・住民・事業者啓発 ・次世代自動車普及促進 (自然共生型社会づくりの推進) ・関西地域カワウ広域管理計画の推進 ・広域連携による鳥獣被害対策の推進 ・生物多様性に関する情報の共有および流域での取組みによる生態系サービスの維持・向上 (循環型社会づくりの推進) ・3R等の統一取組(マイボトル運動等)の展開 (環境人材育成の推進) ・人材育成施策の広域展開 | 広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進めました。 (再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進) ・再生可能エネルギー導入促進に向けた人材育成研修会を開催しました。 ・関西エコスタイルキャンペーン等を実施しました。 ・関西エコオフィス運動を展開しました。(関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所1760事業所(2020年3月末現在)) ・エコカー検定の実施や広報リーフレットの作成・配布等を実施しました。 ・次世代モビリティ社会と地方自治体の役割を考えるフォーラムを開催 (自然共生型社会づくりの推進) ・カワウのモニタリング調査(3回/年)を実施し、捕獲手法の開発検討等カワウ対策の推進を実施しました。 ・ニホンジカの被害や捕獲体制の把握を行うとともに、効果的・効率的な被害対策を進めるための人材育成研修会を実施しました。 (循環型社会づくりの推進) ・インターネットやラジオなどを通じて、マイバッグ運動やマイボトル運動等3Rの推進に向けた統一啓発を行いました。 (環境人材育成の推進) ・幼児期環境学習の推進のため、研修会を実施しました。 ・地域特性を活かした交流型環境学習事業を実施しました。 | ☆☆☆ | 概ね計画通り、各分野における広域的な取組みが進められました。 | 引き続き、広域環境保全計画に基づき、各取組みを推進していきます。 | 4 6 7 8 11 12 13 14 15 17 |
| | | | | | | 2018 | (温暖化対策) ・地域における再生可能エネルギー導入の担い手となる人材を育成するための研修会等を実施 1回 ・関西エコスタイルキャンペーン等を実施 ・電気自動車や燃料電池自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を実施 (生態系の保全) ・カワウの生息動向及び被害防除に関する調査を実施し、地域毎の被害対策を推進 ・ニホンジカの効果的・効率的な捕獲体制を整備するための人材育成研修会等を実施 | 広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進めました。 (温暖化対策) ・再生可能エネルギー導入促進に向けた人材育成研修会を開催しました。 ・関西エコスタイルキャンペーン等を実施しました。 ・関西エコオフィス運動を展開しました。(関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所1765事業所(2019年2月26日現在)) ・次世代自動車写真コンテストの実施や広報リーフレットの作成・配布を実施しました。 (自然共生型社会づくりの推進) ・カワウのモニタリング調査(3回/年)を実施し、捕獲手法の開発検討等カワウ対策の推進を実施しました。 ・ニホンジカ等の被害や捕獲体制の把握を行うとともに、ニホンジカの効果的・効率的な被害対策を進めるための人材育成研修会を実施しました。 (循環型社会づくりの推進) ・マイバッグ運動やマイボトル運動の推進など3Rの推進に向けた統一啓発を行いました。 (環境人材育成の推進) ・幼児期環境学習の推進のため、研修会を実施しました。 ・地域特性を活かした交流型環境学習事業を実施しました。 | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度の取組 ※下段は2018(平成30)年度の取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGs ゴール |
|--------------|---------------|-------|--|--|---------|---------------------------------------|---|---|-----|---|---|-----------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| V その他(共通的事項) | | | | | | | | | | | | |
| 5-1 | 府庁の省エネ行動への取組み | 継続 | 府自らの事務・事業に伴う環境負荷を軽減すること。 | 「大阪府環境管理基本方針」に基づき、ふちようエコ課計画を活用して、PDCAを実施するなど、環境マネジメントシステムの運用に組織的に取り組みました。 | 36 | 2019 | ・ふちようエコ課計画を活用した所属単位での取組みの促進 ・内部環境監査実施所属数 30所属 | ・内部環境監査実施所属数 30所属 | ☆☆☆ | 概ね想定通り実施しました。 | 引き続き監査対象所属への省エネアドバイス等も併せて実施することで、エコオフィスの取り組みを進めます。 | 7 13 |
| | | | | | | 2018 | ・ふちようエコ課計画を活用した所属単位での取組みの促進 ・内部環境監査実施所属数 30所属程度 | ・内部環境監査実施所属数 30所属 | ☆☆☆ | | | |
| 5-2 | 環境影響評価制度 | 継続 | 環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。 | 学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営しました。また、環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めました。 | 335 | 2019 | ・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導 【参考】2017年度実績 ・環境影響配慮書の審査 1事業 ・環境影響方法書の審査 1事業 ・事後調査報告書の縦覧 8事業 | ・審査を行った計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から知事意見を事業者に対して申述しました。 また、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。 ・審査を行った計画段階環境配慮書及び方法書 北陸新幹線(敦賀・新大阪間) ・縦覧に供した事後調査報告書等 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計5事業 | ☆☆☆ | 事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導するとともに準備書の審査を適切に行います。 | 3 6 8 9 11 12 14 15 | |
| | | | | | | 2018 | ・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導 【参考】2016年度実績 ・環境影響評価書の縦覧 1事業 ・事後調査報告書の縦覧 8事業 | ・審査を行った方法書 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業 ・縦覧に供した事後調査報告書等 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計5事業 | ☆☆☆ | | | |
| 5-3 | 大気汚染常時監視 | 継続 | 府域の大気の汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。 | 大気汚染測定局を整備するとともに国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表しました。また、光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行いました。微小粒子状物質(PM2.5)について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握しました(成分分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。長期間の暴露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施しました(分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視しました。 | 148,868 | 2019 | ・大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視25局(国設局2局を含む)、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・石綿環境モニタリング4地点 【参考】2017年度実績 ・大気汚染常時監視局28局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング7地点 ・石綿環境モニタリング4地点 | ・大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視25局(国設局2局を含む)、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・石綿環境モニタリング4地点 | ☆☆☆ | 大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定しました。 | 大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。さらに、高濃度時には、光化学スモッグ予報・注意報の発令や微小粒子状物質に係る注意喚起を行います。 | 3 11 |
| | | | | | | 2018 | ・大気汚染常時監視28局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング7地点 ・石綿環境モニタリング4地点 | ・大気汚染常時監視局28局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング7地点 ・石綿環境モニタリング4地点 | ☆☆☆ | | | |

| No. | 施策事業名称 | 事業継続性 | 目的 | 内容 | 決算額(千円) | 2019(令和元)年度取組 ※下段は2018(平成30)年度取組 | | | | 自己点検・評価 課題 | 改善策・今後の方向性 | 関連するSDGsゴール |
|-----|-------------|-------|--|---|---------|-------------------------------------|--|--|-----|---|--|--------------------|
| | | | | | | 年度 | 取組指標 | 実績(取組指標に対する結果) | 進捗 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 5-4 | 公共用水域常時監視 | 継続 | 公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。 | 河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。 地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。 | 59,553 | 2019 | ・河川(水質57地点、底質11地点) ・海域(水質15地点、底質5地点) ・地下水質(概況調査23地点、継続監視調査51地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点) 【参考】2017年度実績 ・河川(水質57地点、底質9地点) ・海域(水質15地点、底質5地点) ・地下水(概況調査24地点、継続監視調査51地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点) | ・河川(水質57地点、底質11地点) ・海域(水質15地点、底質5地点) ・地下水質(概況調査22地点、継続監視調査48地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点) | ☆☆☆ | 測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水質を常時監視しました。 | 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。 | 3 6 12 14 |
| | | | | | | 2018 | ・河川(水質57地点、底質29地点) ・海域(水質15地点、底質15地点) ・地下水質(概況調査24地点、継続監視調査51地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点) | ・河川(水質57地点、底質29地点) ・海域(水質15地点、底質15地点) ・地下水質(概況調査24地点、継続監視調査46地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点) | ☆☆☆ | | | |
| 5-5 | ダイオキシン類常時監視 | 継続 | ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握しました。 | 11,152 | 2019 | ・大気10地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点 【参考】2017年度実績 ・大気11地点、河川水質・底質22地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点 | ・大気10地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点 | ☆☆☆ | 国の地方行政機関の長並びに指定都市及び中核市の長と協議の上、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水底の底質を含む)、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。 | 3 6 11 14 |
| | | | | | | 2018 | 大気11地点、河川水質・底質22地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点 | 大気11地点、河川水質・底質22地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点 | ☆☆☆ | | | |
| 5-6 | 公害審査会 | 継続 | 公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府域の紛争解決に取り組むこと。 | 公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請があれば、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。 | 206 | 2019 | ・公害紛争処理法に基づく申請があれば、中立公正な立場から紛争の解決を図ります。 | 2018年度からの繰越 4件 2019年度 新規受付 9件 終結 8件 2020年度への繰越 5件 | ☆☆☆ | 公害紛争処理法に基づく調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続きを進め、13件のうち8件が終結しました。 | 調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善を目指します。 | 3 6 11 |
| | | | | | | 2018 | ・公害紛争処理法に基づく申請があれば、中立公正な立場から紛争の解決を図ります。 | 2017年度からの繰越 4件 2018年度 新規受付 5件 終結 5件 2019年度への繰越 4件 | ☆☆☆ | | | |